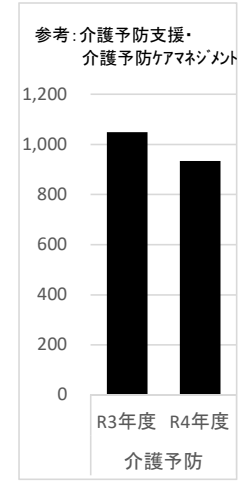
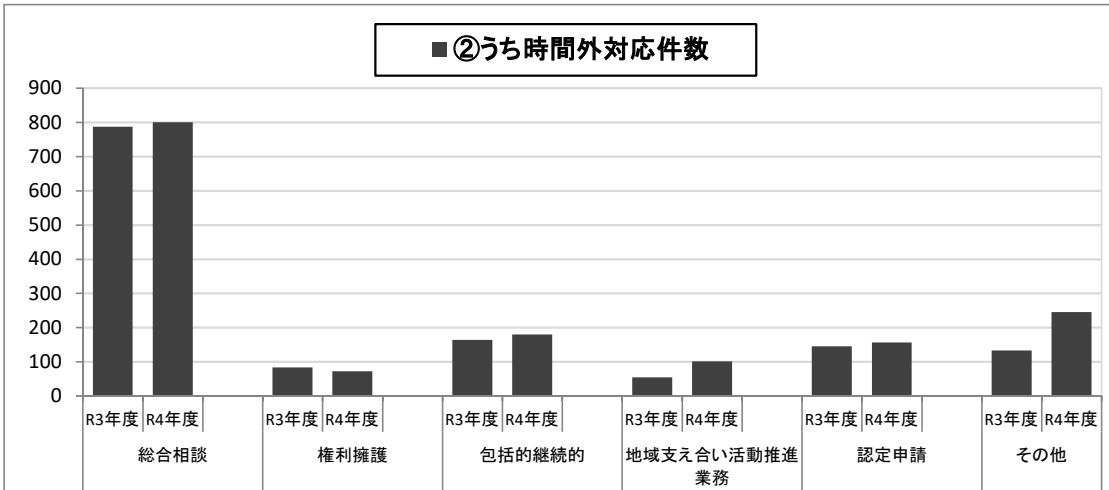
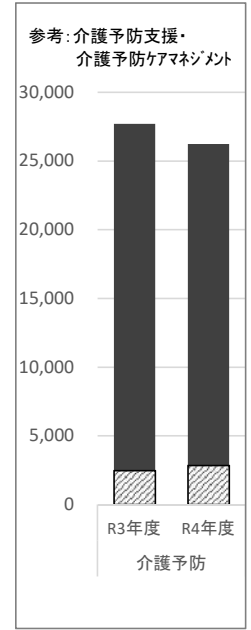
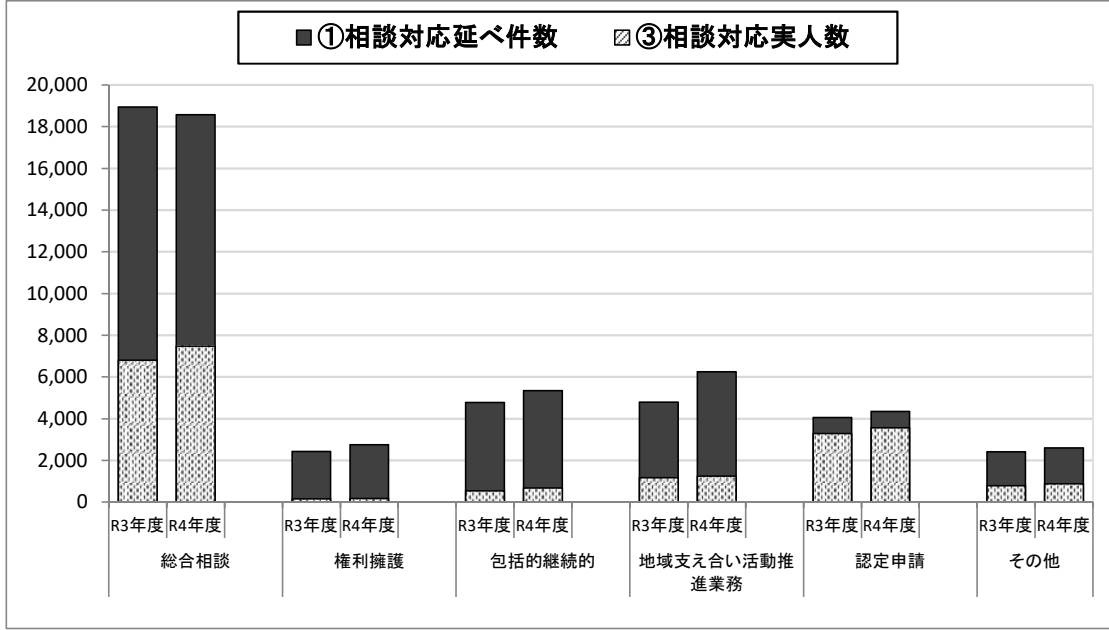


令和4年度 実績報告書(東灘区)

令和5年6月30日現在

1. 相談対応実績件数及び人数



	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント		地域支え合い活動推進業務	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害	ケアマネジメント支援	困難事例対応				
電話	6,837	1,166	1,914	1,087	433	21	18,443	212	1	1,244	50	1,771	1,759	1,251	614	1,213	38,016
うち時間外対応	312	43	65	25	15	0	714	1	0	33	0	49	57	30	9	38	1,391
来所	1,914	248	393	91	122	28	514	34	0	110	5	249	100	789	1,347	173	6,117
うち時間外対応	121	20	23	4	5	0	13	4	0	11	0	4	15	11	72	9	312
訪問	1,587	189	439	927	246	68	6,129	125	6	429	8	374	599	1,438	2,259	258	15,081
うち時間外対応	83	10	19	23	6	0	184	1	0	21	0	20	24	23	74	10	498
その他	257	52	227	268	56	2	1,138	35	1	485	9	273	215	2,774	130	957	6,879
うち時間外対応	10	1	10	4	1	0	22	0	0	1	0	9	2	37	1	188	286
①相談対応延べ件数	10,595	1,655	2,973	2,373	857	119	26,224	406	8	2,268	72	2,667	2,673	6,252	4,350	2,601	66,093
前年度比	-1%	28%	7%	-32%	50%	5%	-5%	-8%	-20%	18%	71%	12%	12%	30%	7%	8%	2%
1圏域あたり(件)	963	150	270	216	78	11	2,384	37	1	206	7	242	243	568	395	236	6,008
②うち時間外対応件数	526	74	117	56	27	0	933	6	0	66	0	82	98	101	156	245	2,487
前年度比	10%	-10%	0%	-36%	35%	-100%	-11%	20%	-	-14%	-100%	-8%	31%	87%	8%	84%	3%
1圏域あたり(件)	48	7	11	5	2	0	85	1	0	6	0	7	9	9	14	22	226
③相談対応実人数	4,584	638	918	846	401	95	2,847	65	4	83	26	504	176	1,252	3,570	875	-
前年度比	11%	43%	35%	-29%	50%	-9%	15%	-7%	0%	26%	37%	33%	8%	7%	9%	12%	-
1圏域あたり(人)	417	58	83	77	36	9	259	6	0	8	2	46	16	114	325	80	-

※「うち時間外対応件数」とは、センターの開設時間外(休日、祝日を含む)に受付・対応した件数

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	4	3	1	0	0	8
実人数	4	3	1	0	0	8

3. 広報啓発・緊急対応

実施内容		令和4年度	前年度比	1圏域あたり
広報・啓発	対象人数	53,903 件	1.7%	4,900.3 件
緊急対応件数(事故対応等)	件数	18 件	28.6%	1.6 件

4. 介護予防ケアマネジメント

	モニタリング	サービス担当者会議
回数	32,174	3,818

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

実施内容		令和4年度	前年度比	1圏域あたり
地域ケア会議	開催数	46 件	31.4%	4.2 件
	参加人数	747 人	60.3%	67.9 人
	(内訳)協議体開催数	12 件	100.0%	1.1 件
地域ケア会議打ち合わせ	開催数	21 件	-12.5%	1.9 件
	参加人数	81 人	5.2%	7.4 人
自センター主催の会議等	開催数	104 件	-16.1%	9.5 件
	参加人数	1,055 人	-1.0%	95.9 人
小地域支え合い連絡会	開催数	73 件	-2.7%	6.6 件
	参加人数	624 人	-7.1%	56.7 人
行政等主催の会議等	開催数	598 件	18.7%	54.4 件
	参加職員数	758 人	21.5%	68.9 人
地域主催の会議等	開催数	968 件	48.0%	88.0 件
	参加職員数	1,350 人	59.2%	122.7 人
ケアマネ等研修会	開催数	43 件	-8.5%	3.9 件
	参加人数	167 人	-17.0%	15.2 人
介護リフレッシュ教室	開催数	54 件	25.6%	4.9 件
	参加人数	345 人	43.2%	31.4 人
運営推進会議	開催数	62 件	29.2%	5.6 件
	参加職員数	67 人	28.8%	6.1 人
研修	回数	220 件	-21.4%	20.0 件
	受講職員数	326 人	-13.5%	29.6 人
住民主体活動の後方支援	参加回数	235 件	59.9%	21.4 件
	参加職員数	386 人	37.4%	35.1 人
他機関との連絡調整	件数	12,024 件	4.2%	1093.1 件

月別実績報告書 その1

センター番号:	01
センター名:	東灘区

令和4年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	6,837	1,166	1,914	1,087	433	21	18,443	212	1	1,244	50	1,771	1,759	1,251	614	1,213	38,016
うち時間外対応	312	43	65	25	15	0	714	1	0	33	0	49	57	30	9	38	1,391
来所	1,914	248	393	91	122	28	514	34	0	110	5	249	100	789	1,347	173	6,117
うち時間外対応	121	20	23	4	5	0	13	4	0	11	0	4	15	11	72	9	312
訪問	1,587	189	439	927	246	68	6,129	125	6	429	8	374	599	1,438	2,259	258	15,081
うち時間外対応	83	10	19	23	6	0	184	1	0	21	0	20	24	23	74	10	498
その他	257	52	227	268	56	2	1,138	35	1	485	9	273	215	2,774	130	957	6,879
うち時間外対応	10	1	10	4	1	0	22	0	0	1	0	9	2	37	1	188	286
合計	10,595	1,655	2,973	2,373	857	119	26,224	406	8	2,268	72	2,667	2,673	6,252	4,350	2,601	66,093
うち時間外対応	526	74	117	56	27	0	933	6	0	66	0	82	98	101	156	245	2,487
実人数	6,630	961	1,519	1,585	543	98	14,240	146	5	334	32	1,157	474	4,963	3,789	1,513	37,989
うち新規人数	4,584	638	918	846	401	95	2,847	65	4	83	26	504	176	1,252	3,570	875	16,884

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	4	3	1	0	0	8
実人数	4	3	1	0	0	8

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	9,174	対象人数	53,903
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	6,735	対象人数	33,870
緊急対応件数(事故対応等)	件数	18		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	618	19	599	157	20	9
簡易型	439	16	423	59	9	1	
セルフ型(要介護者含む)	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	2,218	38	2,180	561	52	18
モニタリング	回数	32,174	サービス担当者会議		回数	3,818	

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	46	参加人数	747
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	12		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	21	参加人数	81
自センター主催の会議等	会議数	104	参加人数	1,055
小地域支え合い連絡会	開催数	73	参加人数	624
行政等主催の会議等	会議数	598	参加職員数	758
地域主催の会議等	会議数	968	参加職員数	1,350
ケアマネ等研修会	開催数	43	参加人数	167
介護リフレッシュ教室	開催数	54	参加人数	345
運営推進会議	開催数	62	参加職員数	67
研修	回数	220	受講職員数	326
住民主体活動の後方支援	参加回数	235	参加職員数	386
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	12,024		
(内数)ケース検討会	開催数	510		

令和5年6月30日現在

月別実績報告書 その1

センター番号:	01
センター名:	本山東部あんしんすこやかセンター

令和4年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	1,049	198	248	73	148	0	1,988	23	0	34	7	58	68	23	28	466	4,411
うち時間外対応	54	12	9	5	6	0	44	0	0	0	0	0	4	0	0	13	147
来所	279	82	106	14	42	0	47	1	0	1	0	11	0	4	139	40	766
うち時間外対応	10	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	3	22
訪問	265	65	75	49	132	2	264	10	0	11	0	11	19	25	170	64	1,162
うち時間外対応	14	4	2	2	0	0	9	0	0	3	0	0	0	0	6	2	42
その他	28	5	5	18	9	0	386	3	0	10	3	18	56	1,457	0	138	2,136
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6	7
合計	1,621	350	434	154	331	2	2,685	37	0	56	10	98	143	1,509	337	708	8,475
うち時間外対応	78	16	12	8	7	0	54	0	0	3	0	0	4	0	12	24	218
実人数	1,091	263	322	110	179	2	1,514	9	0	15	6	47	31	1,027	315	362	5,293
うち新規人数	670	181	223	69	101	2	394	3	0	4	4	13	14	255	296	205	2,434

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	136	対象人数	5,872
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	71	対象人数	2,341
緊急対応件数(事故対応等)	件数	4		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	45	3	42	10	0	2
簡易型	36	2	34	2	0	0	
セルフ型(要介護者含む)	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	179	0	179	31	0	0
モニタリング	回数	2,695	サービス担当者会議		回数	294	

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	6	参加人数	138
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	11	参加人数	27
自センター主催の会議等	会議数	6	参加人数	86
小地域支え合い連絡会	開催数	4	参加人数	43
行政等主催の会議等	会議数	62	参加職員数	64
地域主催の会議等	会議数	138	参加職員数	159
ケアマネ等研修会	開催数	4	参加人数	13
介護リフレッシュ教室	開催数	6	参加人数	55
運営推進会議	開催数	7	参加職員数	8
研修	回数	38	受講職員数	44
住民主体活動の後方支援	参加回数	0	参加職員数	0
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	807		
(内数)ケース検討会	開催数	8		

令和5年6月30日現在

月別実績報告書 その1

センター番号:	02
センター名:	本庄あんしんすこやかセンター

令和4年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	440	31	52	69	10	6	4,217	6	0	40	4	83	137	396	142	6	5,639
うち時間外対応	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
来所	152	8	19	2	10	1	55	0	0	2	0	9	5	62	182	3	510
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
訪問	124	12	27	104	12	6	2,294	9	0	34	0	53	144	851	310	4	3,984
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
その他	9	0	1	4	0	0	185	0	0	5	0	3	11	164	8	2	392
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	725	51	99	179	32	13	6,751	15	0	81	4	148	297	1,473	642	15	10,525
うち時間外対応	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	6
実人数	520	27	78	109	21	6	4,749	8	0	25	4	87	78	1,255	525	11	7,501
うち新規人数	386	19	55	77	16	6	587	3	0	6	4	48	10	260	500	2	1,979

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	1	2	0	0	0	3
実人数	1	2	0	0	0	3

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	71	対象人数	2,351
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	66	対象人数	2,007
緊急対応件数(事故対応等)	件数	1		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	97	2	95	29	0	0
簡易型	47	1	46	0	0	0	
セルフ型(要介護者含む)	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	385	4	381	91	0	0
モニタリング	回数	3,402	サービス担当者会議		回数		487

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	18
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	0	参加人数	0
自センター主催の会議等	会議数	26	参加人数	179
小地域支え合い連絡会	開催数	4	参加人数	8
行政等主催の会議等	会議数	59	参加職員数	88
地域主催の会議等	会議数	16	参加職員数	30
ケアマネ等研修会	開催数	4	参加人数	9
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	32
運営推進会議	開催数	0	参加職員数	0
研修	回数	23	受講職員数	49
住民主体活動の後方支援	参加回数	7	参加職員数	13
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	300		
(内数)ケース検討会	開催数	5		

令和5年6月30日現在

月別実績報告書 その1

センター番号:	03
センター名:	本山南部あんしんすこやかセンター

令和4年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	203	47	18	35	6	0	197	6	0	147	11	14	10	122	36	19	871
うち時間外対応	13	3	0	2	0	0	2	0	0	3	0	1	0	12	0	1	37
来所	237	30	31	17	20	1	86	1	0	41	2	9	17	46	187	21	746
うち時間外対応	29	5	5	3	2	0	3	0	0	9	0	2	8	1	26	4	97
訪問	42	4	4	101	4	5	91	5	0	62	2	10	6	179	179	21	715
うち時間外対応	3	3	0	3	0	0	8	0	0	5	0	0	1	11	11	4	49
その他	17	4	2	5	2	0	9	0	0	92	0	4	11	476	14	4	640
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	30	0	1	32
合計	499	85	55	158	32	6	383	12	0	342	15	37	44	823	416	65	2,972
うち時間外対応	45	11	5	8	2	0	13	0	0	17	0	4	9	54	37	10	215
実人数	451	68	51	117	30	6	161	6	0	48	3	14	14	749	402	47	2,167
うち新規人数	362	57	44	56	28	6	88	2	0	12	3	13	3	206	395	31	1,306

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	1	0	0	0	1
実人数	0	1	0	0	0	1

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	68	対象人数	769
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	12	対象人数	146
緊急対応件数(事故対応等)	件数	1		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	51	4	47	14	0	2
簡易型	53	1	52	4	0	0	
セルフ型(要介護者含む)	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	217	7	210	18	0	0
モニタリング	回数	3,094	サービス担当者会議		回数	409	

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	29
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	1	参加人数	4
自センター主催の会議等	会議数	1	参加人数	23
小地域支え合い連絡会	開催数	12	参加人数	62
行政等主催の会議等	会議数	43	参加職員数	51
地域主催の会議等	会議数	120	参加職員数	131
ケアマネ等研修会	開催数	4	参加人数	12
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	23
運営推進会議	開催数	12	参加職員数	12
研修	回数	7	受講職員数	9
住民主体活動の後方支援	参加回数	1	参加職員数	1
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	359		
(内数)ケース検討会	開催数	50		

令和5年6月30日現在

月別実績報告書 その1

センター番号:	04
センター名:	本山西部あんしんすこやかセンター

令和4年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	254	31	65	17	20	0	649	58	0	97	0	122	154	115	0	0	1,582
うち時間外対応	13	0	5	0	1	0	20	0	0	4	0	9	8	0	0	0	60
来所	131	12	3	0	5	0	56	1	0	1	0	11	2	10	99	0	331
うち時間外対応	9	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	4	0	18
訪問	78	2	17	70	1	1	317	57	2	124	0	55	154	83	187	0	1,148
うち時間外対応	1	0	1	2	0	0	6	0	0	7	0	13	14	2	5	0	51
その他	10	0	48	83	14	0	24	6	0	18	0	25	10	102	25	0	365
うち時間外対応	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	4	0	2	1	0	10
合計	473	45	133	170	40	1	1,046	122	2	240	0	213	320	310	311	0	3,426
うち時間外対応	23	2	8	2	1	0	28	0	0	12	0	26	23	4	10	0	139
実人数	322	32	85	147	26	1	617	28	1	23	0	87	33	137	302	0	1,841
うち新規人数	275	22	41	40	20	1	284	13	1	4	0	23	13	20	285	0	1,042

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	2,545	対象人数	14,444
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	2,466	対象人数	12,414
緊急対応件数(事故対応等)	件数	2		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	74	1	73	16	2	0
簡易型	11	0	11	4	2	0	
セルフ型(要介護者含む)	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	154	3	151	48	7	3
モニタリング	回数	3,146	サービス担当者会議		回数	359	

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	7	参加人数	99
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	2		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	1	参加人数	3
自センター主催の会議等	会議数	9	参加人数	141
小地域支え合い連絡会	開催数	10	参加人数	16
行政等主催の会議等	会議数	54	参加職員数	55
地域主催の会議等	会議数	78	参加職員数	85
ケアマネ等研修会	開催数	4	参加人数	11
介護リフレッシュ教室	開催数	6	参加人数	39
運営推進会議	開催数	2	参加職員数	2
研修	回数	14	受講職員数	14
住民主体活動の後方支援	参加回数	29	参加職員数	43
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	3,002		
(内数)ケース検討会	開催数	42		

令和5年6月30日現在

月別実績報告書 その1

令和4年度 年間

センター番号:	05
センター名:	魚崎北部あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	285	79	130	39	17	0	832	45	0	38	1	413	267	47	39	10	2,242
うち時間外対応	1	0	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	7
来所	109	10	21	1	4	8	13	3	0	1	0	76	12	1	93	2	354
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問	83	23	38	61	15	4	213	9	0	6	0	36	60	18	200	3	769
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
その他	12	3	8	15	5	0	64	13	0	10	1	26	31	155	23	4	370
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
合計	489	115	197	116	41	12	1,122	70	0	55	2	551	370	221	355	19	3,735
うち時間外対応	1	0	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	4	0	0	0	9
実人数	292	53	60	74	19	12	442	16	0	10	1	291	44	149	323	12	1,798
うち新規人数	220	35	38	45	16	11	122	8	0	8	1	93	20	36	310	12	975

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	1	0	0	1
実人数	0	0	1	0	0	1

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	724	対象人数	3,510
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	606	対象人数	2,310
緊急対応件数(事故対応等)	件数	2		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	
						新規数	継続数
	従来型	38	1	37	11	2	0
	簡易型	20	0	20	2	1	0
	セルフ型(要介護者含む)	0	0	0			
予防給付	介護予防支援	137	1	136	38	9	1
モニタリング	回数	2,253	サービス担当者会議		回数	207	

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	3	参加人数	60
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	2		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	3	参加人数	34
自センター主催の会議等	会議数	8	参加人数	57
小地域支え合い連絡会	開催数	9	参加人数	37
行政等主催の会議等	会議数	50	参加職員数	55
地域主催の会議等	会議数	163	参加職員数	243
ケアマネ等研修会	開催数	4	参加人数	12
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	29
運営推進会議	開催数	9	参加職員数	13
研修	回数	13	受講職員数	15
住民主体活動の後方支援	参加回数	0	参加職員数	0
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	1,187		
(内数)ケース検討会	開催数	29		

令和5年6月30日現在

月別実績報告書 その1

令和4年度 年間

センター番号:	06
センター名:	魚崎南部あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	714	158	303	299	13	0	277	7	1	405	4	283	107	231	30	139	2,971
うち時間外対応	8	3	4	4	0	0	27	0	0	7	0	5	2	0	1	5	66
来所	180	23	60	45	5	5	23	0	0	22	0	35	13	27	125	11	574
うち時間外対応	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3
訪問	202	17	74	240	9	18	125	5	0	62	1	51	29	185	210	21	1,249
うち時間外対応	1	0	1	1	0	0	0	0	0	3	0	0	1	5	0	0	12
その他	49	14	89	65	3	1	19	1	1	132	0	62	22	283	11	8	760
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,145	212	526	649	30	24	444	13	2	621	5	431	171	726	376	179	5,554
うち時間外対応	10	4	5	5	0	0	27	0	0	10	0	5	3	5	2	5	81
実人数	692	88	206	372	24	24	274	6	1	84	2	137	40	608	357	146	3,061
うち新規人数	440	45	73	170	18	24	142	4	1	18	2	43	6	186	357	127	1,656

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	2	0	0	0	0	2
実人数	2	0	0	0	0	2

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	742	対象人数	5,769
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	269	対象人数	4,280
緊急対応件数(事故対応等)	件数	1		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	75	3	72	14	0	2
簡易型	31	2	29	8	0	0	
セルフ型(要介護者含む)	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	219	8	211	86	0	4
モニタリング	回数	3,938	サービス担当者会議		回数		340

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	5	参加人数	87
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	3		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	4	参加人数	11
自センター主催の会議等	会議数	16	参加人数	295
小地域支え合い連絡会	開催数	9	参加人数	94
行政等主催の会議等	会議数	61	参加職員数	96
地域主催の会議等	会議数	55	参加職員数	97
ケアマネ等研修会	開催数	4	参加人数	24
介護リフレッシュ教室	開催数	6	参加人数	27
運営推進会議	開催数	17	参加職員数	17
研修	回数	34	受講職員数	81
住民主体活動の後方支援	参加回数	0	参加職員数	0
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	2,564		
(内数)ケース検討会	開催数	42		

令和5年6月30日現在

月別実績報告書 その1

センター番号:	07
センター名:	住吉北部あんしんすこやかセンター

令和4年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	793	36	157	33	50	2	194	11	0	40	3	47	41	115	0	85	1,607
うち時間外対応	41	1	3	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	2	0	0	53
来所	234	18	36	1	19	1	17	7	0	7	0	8	6	15	134	15	518
うち時間外対応	14	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2	0	20
訪問	324	5	48	38	15	11	189	11	4	19	0	27	34	24	318	13	1,080
うち時間外対応	37	0	2	0	1	0	4	1	0	0	0	0	0	0	5	0	50
その他	55	1	14	4	2	0	9	1	0	27	0	8	11	87	10	9	238
うち時間外対応	7	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	11
合計	1,406	60	255	76	86	14	409	30	4	93	3	90	92	241	462	122	3,443
うち時間外対応	99	1	8	0	1	0	11	1	0	0	0	0	1	5	7	0	134
実人数	931	49	156	63	76	12	255	14	3	29	3	53	36	190	459	100	2,429
うち新規人数	643	42	108	56	68	12	179	10	2	7	3	18	9	76	447	93	1,773

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	383	対象人数	5,060
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	253	対象人数	2,022
緊急対応件数(事故対応等)	件数	1		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	55	1	54	14	6	1
簡易型	78	5	73	13	2	1	
セルフ型(要介護者含む)	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	236	4	232	62	11	3
モニタリング	回数	3,286	サービス担当者会議		回数		494

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	5	参加人数	81
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	1	参加人数	2
自センター主催の会議等	会議数	19	参加人数	87
小地域支え合い連絡会	開催数	6	参加人数	77
行政等主催の会議等	会議数	76	参加職員数	127
地域主催の会議等	会議数	181	参加職員数	333
ケアマネ等研修会	開催数	4	参加人数	12
介護リフレッシュ教室	開催数	5	参加人数	27
運営推進会議	開催数	1	参加職員数	1
研修	回数	39	受講職員数	45
住民主体活動の後方支援	参加回数	117	参加職員数	221
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	851		
(内数)ケース検討会	開催数	38		

令和5年6月30日現在

月別実績報告書 その1

センター番号:	08
センター名:	住吉南部 あんしんすこやかセンター

令和4年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	262	259	262	117	56	1	3,630	37	0	175	5	88	218	20	104	329	5,563
うち時間外対応	23	6	7	8	0	0	86	0	0	5	0	10	1	0	6	7	159
来所	87	24	34	8	5	1	112	15	0	16	1	18	18	7	114	60	520
うち時間外対応	6	1	1	0	0	0	0	4	0	1	0	0	0	1	7	0	21
訪問	57	16	50	118	26	10	987	8	0	27	0	5	40	8	165	51	1,568
うち時間外対応	1	0	0	2	0	0	10	0	0	1	0	0	1	0	7	1	23
その他	14	13	27	66	10	1	198	7	0	48	0	12	24	25	26	85	556
うち時間外対応	1	0	0	4	0	0	7	0	0	0	0	0	1	0	0	4	17
合計	420	312	373	309	97	13	4,927	67	0	266	6	123	300	60	409	525	8,207
うち時間外対応	31	7	8	14	0	0	103	4	0	7	0	10	3	1	20	12	220
実人数	285	147	141	261	50	12	2,308	36	0	32	3	66	54	43	331	301	4,070
うち新規人数	239	85	66	150	36	12	407	9	0	8	3	33	20	27	267	194	1,556

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	337	対象人数	6,424
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	132	対象人数	2,181
緊急対応件数(事故対応等)	件数	4		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	42	4	38	16	4	1
簡易型	67	3	64	17	3	0	
セルフ型(要介護者含む)	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	194	3	191	68	10	4
モニタリング	回数	2,048	サービス担当者会議	回数	352		

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	6	参加人数	92
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	0	参加人数	0
自センター主催の会議等	会議数	3	参加人数	39
小地域支え合い連絡会	開催数	4	参加人数	17
行政等主催の会議等	会議数	66	参加職員数	79
地域主催の会議等	会議数	33	参加職員数	49
ケアマネ等研修会	開催数	6	参加人数	44
介護リフレッシュ教室	開催数	5	参加人数	22
運営推進会議	開催数	0	参加職員数	0
研修	回数	16	受講職員数	28
住民主体活動の後方支援	参加回数	17	参加職員数	23
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	643		
(内数)ケース検討会	開催数	40		

令和5年6月30日現在

月別実績報告書 その1

令和4年度 年間

センター番号:	09
センター名:	御影北部あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	670	201	225	46	80	8	2,823	17	0	42	2	363	41	144	4	34	4,700
うち時間外対応	66	18	23	5	8	0	383	1	0	2	0	13	3	16	0	2	540
来所	102	24	41	0	9	5	47	3	0	1	0	39	6	5	64	2	348
うち時間外対応	14	10	8	0	2	0	5	0	0	0	0	2	2	0	4	0	47
訪問	202	39	63	58	24	5	946	8	0	2	0	62	15	16	189	8	1,637
うち時間外対応	24	3	11	13	4	0	115	0	0	0	0	6	2	5	34	0	217
その他	55	12	32	6	11	0	155	4	0	85	0	90	35	25	8	699	1,217
うち時間外対応	2	1	8	0	1	0	12	0	0	0	0	3	0	2	0	177	206
合計	1,029	276	361	110	124	18	3,971	32	0	130	2	554	97	190	265	743	7,902
うち時間外対応	106	32	50	18	15	0	515	1	0	2	0	24	7	23	38	179	1,010
実人数	718	181	241	88	100	10	1,947	16	0	17	2	293	51	125	258	398	4,445
うち新規人数	487	124	165	70	84	10	354	8	0	5	2	180	38	96	254	139	2,014

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	51	対象人数	1,051
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	40	対象人数	646
緊急対応件数(事故対応等)	件数	0		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	45	0	45	19	3	1
簡易型	32	1	31	3	1	0	
セルフ型(要介護者含む)	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	172	2	170	66	12	2
モニタリング	回数	2,707	サービス担当者会議		回数		292

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	3	参加人数	46
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	0	参加人数	0
自センター主催の会議等	会議数	4	参加人数	40
小地域支え合い連絡会	開催数	6	参加人数	95
行政等主催の会議等	会議数	60	参加職員数	71
地域主催の会議等	会議数	96	参加職員数	128
ケアマネ等研修会	開催数	4	参加人数	13
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	33
運営推進会議	開催数	0	参加職員数	0
研修	回数	9	受講職員数	10
住民主体活動の後方支援	参加回数	36	参加職員数	51
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	1,742		
(内数)ケース検討会	開催数	225		

令和5年6月30日現在

月別実績報告書 その1

令和4年度 年間

センター番号:	10
センター名:	御影南部あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	1,842	123	425	355	31	2	3,556	1	0	100	6	181	669	35	229	91	7,646
うち時間外対応	63	0	8	0	0	0	140	0	0	5	0	8	32	0	2	2	260
来所	123	6	22	1	2	0	40	0	0	1	0	16	16	0	81	7	315
うち時間外対応	6	0	3	0	0	0	2	0	0	1	0	0	1	0	4	0	17
訪問	182	6	38	79	5	2	620	0	0	7	1	10	89	43	173	36	1,291
うち時間外対応	2	0	2	0	0	0	29	0	0	0	0	0	1	0	5	0	39
その他	0	0	0	1	0	0	86	0	0	0	0	4	2	0	0	2	95
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	2,147	135	485	436	38	4	4,302	1	0	108	7	211	776	78	483	136	9,347
うち時間外対応	71	0	13	0	0	0	172	0	0	6	0	8	34	0	11	2	317
実人数	709	41	128	230	14	2	1,859	1	0	17	2	48	83	59	241	74	3,508
うち新規人数	356	18	67	101	10	1	244	1	0	4	2	29	42	19	220	58	1,172

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	16	対象人数	290
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	3	対象人数	85
緊急対応件数(事故対応等)	件数	1		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	41	0	41	13	3	0
簡易型	24	0	24	5	0	0	
セルフ型(要介護者含む)	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	146	1	145	45	3	1
モニタリング	回数	1,614	サービス担当者会議		回数	226	

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	4	参加人数	46
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	0	参加人数	0
自センター主催の会議等	会議数	5	参加人数	23
小地域支え合い連絡会	開催数	6	参加人数	121
行政等主催の会議等	会議数	24	参加職員数	26
地域主催の会議等	会議数	55	参加職員数	57
ケアマネ等研修会	開催数	2	参加人数	8
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	30
運営推進会議	開催数	0	参加職員数	0
研修	回数	9	受講職員数	11
住民主体活動の後方支援	参加回数	2	参加職員数	2
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	111		
(内数)ケース検討会	開催数	11		

令和5年6月30日現在

月別実績報告書 その1

センター番号:	11
センター名:	六甲アイランドあんしんすこやかセンター

令和4年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	325	3	29	4	2	2	80	1	0	126	7	119	47	3	2	34	784
うち時間外対応	28	0	5	0	0	0	4	0	0	7	0	3	5	0	0	8	60
来所	280	11	20	2	1	6	18	3	0	17	2	17	5	612	129	12	1,135
うち時間外対応	32	1	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	9	16	2	65
訪問	28	0	5	9	3	4	83	3	0	75	4	54	9	6	158	37	478
うち時間外対応	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	0	1	3	0	1	3	12
その他	8	0	1	1	0	0	3	0	0	58	5	21	2	0	5	6	110
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
合計	641	14	55	16	6	12	184	7	0	276	18	211	63	621	294	89	2,507
うち時間外対応	60	1	7	0	1	0	6	0	0	9	0	5	10	9	17	13	138
実人数	619	12	51	14	4	11	114	6	0	34	6	34	12	621	276	62	1,876
うち新規人数	506	10	38	12	4	10	46	4	0	7	2	11	3	71	239	14	977

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	1	0	0	0	0	1
実人数	1	0	0	0	0	1

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	4,101	対象人数	8,363
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	2,817	対象人数	5,438
緊急対応件数(事故対応等)	件数	1		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	55	0	55	1	0	0
簡易型	40	1	39	1	0	0	
セルフ型(要介護者含む)	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	179	5	174	8	0	0
モニタリング	回数	3,991	サービス担当者会議		回数		358

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	3	参加人数	51
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	0	参加人数	0
自センター主催の会議等	会議数	7	参加人数	85
小地域支え合い連絡会	開催数	3	参加人数	54
行政等主催の会議等	会議数	43	参加職員数	46
地域主催の会議等	会議数	33	参加職員数	38
ケアマネ等研修会	開催数	3	参加人数	9
介護リフレッシュ教室	開催数	6	参加人数	28
運営推進会議	開催数	14	参加職員数	14
研修	回数	18	受講職員数	20
住民主体活動の後方支援	参加回数	26	参加職員数	32
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	458		
(内数)ケース検討会	開催数	20		

令和5年6月30日現在

令和5年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 01

あんしんすこやかセンター名：本山東部あんしんすこやかセンター

運営管理者名：湯本 洋代

令和5年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

平日9時から17時までと土曜日の9時から12時までのセンター職員による総合相談業務を行う。それ以外の時間、夜間や日祝日等の対応は、宮地病院総務課守衛室に電話が転送されるようになっており、緊急の場合には、守衛室から管理者に連絡が入り、必要であれば各職員の仕事専用の携帯電話に連絡をとる体制となっている。

2. 職員の配置について

社会福祉士（介護支援専門員資格あり）1名、主任介護支援専門員1名、保健師1名、地域支え合い推進員（社会福祉士、介護支援専門員資格あり）1名、そして介護予防プランナー2名、加配にて介護支援専門員2名を配置していく。

3. 総合相談支援業務について

総合支援業務を専門職として適切に対応できるように、面談技術や介護、医療の知識の向上を目指し、積極的に外部研修会、法人内での勉強会に参加していく。センター内では、毎朝ミーティングを行いしっかりと情報共有、各専門職からの意見、指導を行い、個々のスキルアップができるよう行っていく。また、地域の社会資源の情報を日頃から各々がセンター職員である自覚を持ち、常にアンテナをはり収集し、地域住民、圏域の介護支援専門員に情報提供ができるよう努めていく。さらに、地域に多く出ていき、センターを知ってもらい、顔の見える関係になることで安心して相談していただけるよう取り組んでいく。

4. 権利擁護業務について

高齢者の方々が安心して日常生活が送れるよう、高齢者の権利や財産、尊厳ある暮らしをまもるための相談、情報提供を行っていきます。

『高齢者の虐待防止』や『消費者被害防止』に取り組み、実際に事例が生じたときには、関係機関と連携しながら対応を行っていきます。また、お金の管理や契約などに不安を感じている方には、『成年後見制度』について相談、支援を行っていきます。

啓発活動として、早期発見のためにもケアマネジャーやサービス事業者との勉強会や連絡会を行い、そして地域住民に対しても勉強会や各自宅ポストにチラシ投函と行っていきます。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

高齢者が住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けることができるよう、個々の高齢者等の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため地域における連携、協働の体制

作りや、個々の介護支援専門員に対する支援等を行っていきます。地域住民や多職種とネットワークの構築に向けて、地域ケア会議の必要性や意義を理解してもらうよう積極的にアプローチしていき、今後も継続して地域ケア会議を開催していきます。

2年前より立ち上がった『本山東部防災ネットワーク』、地域の防災力強化となるように今年度も積極的に活動をしていきます。

地域の介護支援専門員には、インフォーマルサービス等の社会資源も広く視野に入れ継続的なサービスができるように支援していく等、情報共有、情報交換等、定期的に研修会や連絡会を開催していきます。困難ケース等に関しては、主任ケアマネジャーが相談に乗り、一緒に関わり支援を行っていきます。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

介護予防サービスや地域のインフォーマルサービスに繋げる事で要介護状態を防ぎ、生き生きとした自立した生活を送ってもらえるよう支援していきます。介護予防の重要性を理解していただけるよう啓発活動を行い、地域資源を増やせるよう育成等を行っていきます。

今年度も老々、独居世帯に年数回、センター広報紙とフレイル予防チラシをポステイングして啓発活動を行っていきます。

7. 地域支え合い活動推進事業について

地域住民での見守り合い、支え合えるコミュニティづくりを支援するため、引き続き地域ケア会議等を開催していきます。立ち上がっていた集い場、そして団体等が、このコロナによりなかなか集会等開催できず、繋がりが薄くなってきています。そういったところに積極的に関り、再開、そして地域で支え合えるような仕組みができるよう、支援を行っていきます。

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症サポートネット『みのりの会』を引き続き行う。認知症の方、そして介護者に寄り添い少しでも課題解決ができるよう取り組んでいく。この会より立ち上がった、だれもが集える2つの集い場は、引き続き後方支援を行っていき、地域住民に広めていく。

若年層への認知症の啓発のために、圏域内の大学と連携をし、認知カフェや勉強会を開催していきたい。

初期集中支援オレンジチームや認知症疾患センター等との連携を図りながら、適切に対応をおこなっていききたい。

9. 民生委員等地域との連携について

民生委員やボランティアの方たちと一緒に地域の要援護者や高齢者の支援を行いながら、区社会福祉協議会と連携を図り、地域住民と共に住みよい町づくりに尽力していきたい。民生委員との小地域連絡会や毎月ある各給食会に参加し、地域の高齢者の情報共有を図る。夏の見守り調査時に民生委員が困った際は一緒に動き、補足調査時にも連携を行うことで困っている高齢者の早期発見を行っていく。地域ケア会議や介護リフレッシュ、そしてイベント等、積極的に声掛けを行い、前年度同様、参加していただき情報共有を行っていく。またふれまち会議への参加や、地域行事に参加し、婦人会・自治会・有識者との連携も密に行っていく。

10. 医療機関との連携について

地域のネットワーク構築のためにも利用者の主治医、そして医療機関との連携がますます重要になってきます。そのため東灘区の医師会の勉強会や講演会等、他種職連携の場に積極的に参加し、各職員の知識も増やしつつ医療と在宅がスムーズに連携できる様努めていきます。そして地域ケア会議等に参加して頂けるよう、普段から顔つなぎを徹底し、医療介護サポートセンターの協力も得ながら、連携がもっと図れるよう取り組んでいきます。また当法人で行っている地域ケア会議お結びの会や KIZUNA の会 (医療連携会議) 等にも参加し、医療機関との連携を図っていく。

1 1. その他関係機関との連携について

地域のサービス事業所、そして住民、警察、学校、店舗等と、信頼関係を構築し、連携を行っていく。

警察から、そして地域から連絡があれば、早急に対応し動くようにしている。日頃から地域交番、銀行、郵便局等には、訪問するようにしており、顔の見える関係をつくるようにしている。

今年度も住民、地域団体、サービス事業所等迅速な連携が取れるように地域ケア会議を開催していく。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

提供されるサービスが特定の種類、特定のサービス事業者に理由なく偏ることがないように、適正な介護予防ケアマネジメントの確保、適正な情報提供に基づいたうえで、利用者や住民の意向を尊重し、利用者本意の生活ができるようにアセスメントを行う。

ケアマネ支援を行う際にも利用者と業者の間で適切なアドバイスが行えるようにする。解決困難な事例、圏域を越える事例等、センター間の連携、協力を図り解決に向けて取り組む。

また、利用者や家族の希望があれば適宜情報を公開し、ケアプランの作成やサービス提供に関わる苦情には相談窓口を設置し、常に中立公正な立場を確保する。

令和5年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：02

あんしんすこやかセンター名：本庄あんしんすこやかセンター

運営管理者名：平塚 智之

令和5年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

土日祝・夜間帯にも連絡ができるようあんしんすこやかセンターだけでなく、法人事業所・併設事業所とも連携し相談体制を行います。

そしてセンター職員の配置を行い、同時に行政機関・関係機関・地域団体と連携し、高齢者の課題の解決に取り組みます。

2. 職員の配置について

あんしんすこやかセンターに4職種5名を配置し、個々の高齢者や地域の課題に取り組めるように行います。課題の多い高齢者については2名で対応し適時、関係機関と連携しながら課題に解決するように行います。担当者不在の場合にも対応できるよう情報の共有化を行えるよう週1回以上ミーティングを行い、担当者不在時にも対応できるようにします。

3. 総合相談支援業務について

高齢者の生活課題に関する相談に対し、情報提供や関係機関への連携を行う。またあんしんすこやかセンターからも地域で活動する地域住民・地域団体・その他関係機関に出向き相談支援業務を行っていきます。

4. 権利擁護業務について

高齢者のみならず、そのご家族や地域住民の誰もが安心して生活を送れるよう、虐待や消費者被害等の通報があった際は、速やかに関係機関と密に連携を図りながら支援を行います。また、被害の予防や啓発目的に、神戸市が発行しているリーフレットを積極的に配布し、地域住民や関係機関と情報提供・共有に取り組みます。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

高齢者は、健康、身体機能、認知機能、居住環境等において色々な問題を抱えていることが多いため、「介護サービス」「医療サービス」「金銭管理サービス」色々な機関と連携し介護支援専門員のサポート、家族・近隣住民へのサポートを行っていきます。また、ケアマネジャーが解決できない支援困難な複雑なケースは地域ケア会議を行い解決に向けて進めていきます。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

介護保険サービスを利用することで、本人の身体レベルを維持向上できるようにします。また本人の身体・精神レベルに応じた必要最小限のサービスを吟味し提案することで、その人らしい生活を送ることができるよう様々な機関と連携し、ひとりひとりに見合った計画を提供します。

7. 地域支え合い活動推進事業について

様々な地域課題を関係機関と地域の皆様とともに解決できるネットワークづくりを行い、誰もが安心して暮らし続けることのできる地域づくりを行います。フレイル予防ではラジオ体操やウォーキング、映画会等の地域行事を開催します。また、茶話会等住民の方々の活動の後方支援をしていきます。

8. 認知症に関する取り組みについて

神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例の指針に基づいて、声掛け訓練を実施します。地域住民が安心してくらするように、認知症高齢者に限らず、生活に困っている方も含めて、どのような支援ができるかを考え実施します。

9. 民生委員等地域との連携について

地域の行事・会議等に参加し、連携しやすい関係づくりを行う。また定期的に小地域支え合い連絡会に参加し高齢者の見守り活動を通じて信頼関係を築ける取り組みを行う。高齢者同士が助け合い、見守り合える、住みよいまちづくりを行います。

10. 医療機関との連携について

入院、退院の際にはご利用者の情報がわかるように入院・退院シートを提供する。多職種との連携、また、地域の在宅医療介護との連携「顔の見える関係づくり」のため、講演会や研修会、会議等で多職種と交流の機会を持ち連携していきます。

11. その他関係機関との連携について

地域で活動されている地域福祉団体（防災福祉コミュニティ・老人会・ふれあいのまちづくり協議会・婦人会・民生委員・自治会・他）・専門他機関（障害者支援センター・警察署・消防署・見守り協定事業所・神戸市住宅局・他）と連携し地域課題へのネットワーク連携を行い、協力関係を維持していきます。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

あんしんすこやかセンター運営方針・設置趣旨を理解し、常に公平中立な立場で業務が行えるよう、情報の共有化・チームアプローチ・研修参加によるスキルアップを行い、地域団体・住民と連携し業務を行っていきます。

令和5年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 03

あんしんすこやかセンター名： 本山南部あんしんすこやかセンター

運営管理者名： 野田 泰延

令和5年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

3年間、市の運営評価において不適事項なく運営が行えており、今後も適正な運営が継続できるように職員全員で取り組みます。

また、災害や感染症発生時等の有事においても、事業継続できる体制を構築するため、BCPの整備、職員に対する研修や訓練を実施します。

24時間の相談体制については、引き続き営業時間外についても、転送電話による対応を継続し、適切に対応をおこないます。

2. 職員の配置について

センター四職種が安定して配置できていることによりチーム力の向上がはかれており、引き続き個々の専門性のスキルアップを目指すとともに、チームアプローチを意識します。

また、全ての業務において、より効率的に遂行できるよう、職員全員で知恵出しをおこない改善に取り組みます。

3. 総合相談支援業務について

地域活動計画の最終年度として、F地区で立ち上がっている活動の拡充について、地域住民の思いや熱意に寄り添い、具体的な実現に向けて一緒に取り組みます。

そのため、昨年度末より開催している地域ケア会議を、常に地域住民の声に耳を傾け、歩みを揃えながら地域住民が主体となって開催できるよう支援します。

4. 権利擁護業務について

高齢者虐待については、多問題ケースが増えており、解決への時間も要するため、ケアマネジャーや関係機関と密な連携をおこない、対応に関する個々のスキルアップをはかります。またその他、消費者被害等の権利擁護に関する啓発について、広く計画的に地域に向けておこないます。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

世帯単位で多問題を抱えるケースが増えていることから、ケアマネジャーに対して、必要に応じて同行訪問やカンファレンス開催の支援をおこなうとともに、ケアマネジャーのスキルアップにつながる相談支援を意識し、センター職員自身のスーパーバイズに関するスキルを高めます。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

長期間にわたるコロナ禍の影響から、介護予防の取り組みが必要な高齢者が増えているが、本当に必要な高齢者は潜在化しており、地域や関係機関との連携から早期の発見に努めるとともに、センターから積極的なアプローチをおこない、適切な資源につなぎます。

7. 地域支え合い活動推進事業について

コロナ禍による自粛の影響や支援者の高齢化等による不足もあり、見守り活動の再構築が必要となっている。地域の中で住民相互の見守りがおこなえる環境づくりに向けて、新たなつどい場の立ち上げや担い手の発掘に関する取り組みを地域と一緒に今後もおこないます。

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症「神戸モデル」の案内により早期発見、早期診断につなげるとともに、必要に応じて認知症疾患医療センターやオレンジチームの専門機関と連携し、支援が必要な対象者が適切な治療やサービスが受けられるよう支援をおこないます。

また、地域住民と一緒に「認知症高齢者声かけ訓練」を企画し、幅広い年代の住民が認知症の理解を深める機会を作ります。

9. 民生委員等地域との連携について

多問題ケースの増加等により民生委員等の見守り支援者の負担が大きくなっており、日頃から密に連携をおこないながら、必要に応じて早期の介入をおこないます。

また、早期の相談につながるように、センター職員が積極的に地域に出向き、センターの広報を継続的におこないます。

10. 医療機関との連携について

個別ケースを通じて、顔の見える関係を作り、円滑な医療との連携に努めるとともに、地域ケア会議の開催や認知症啓発等の取り組みについて、今まで連携の機会が少なかった地域の開業医等、三師会に積極的にアプローチし、連携強化をはかります。

11. その他関係機関との連携について

世帯単位での支援が求められるケースが増加する中、各関係機関との連携を積極的にはかるとともに、特に障害に関して、専門機関との連絡会や研修等を通じて継続的に交流をはかり、センター職員が施策や対象者についてより理解を深めることに努めます。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

ICTを活用し、各々がパソコン上で市のマニュアル等、必要な情報や帳票が速やかに利用できる環境を作り、センター職員が適正かつ効率的に業務がおこなえるよう整備を進めます。また、必要に応じて市や区へ適時適切に報告、相談をおこない、センター職員全員で共有・検討しながら業務を遂行します。

令和5年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：04

あんしんすこやかセンター名：本山西部あんしんすこやかセンター

運営管理者名：森 順子

令和5年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活が継続出来るように、高齢者を中心に地域住民や多職種が連携し、社会全体で支える地域作りを目指します。

そのため、本山西部あんしんすこやかセンターの運営方針や計画・目標を明確にし、全職員での共有化を図り、進捗状況を随時確認しあいながら、コミュニケーション力を高め、センター業務を計画的に遂行します。

個人情報保護法を遵守し、公正中立で適切な支援を行います。

圏域外にある事業所なのでフットワーク軽く、地域へ出向いての相談会を行います。

祝祭日や土曜日の開所、電話転送による24時間対応の運営体制を確保します。

4職種で午前・午後の当番を決め、常に電話や相談の受付対応をします。

2. 職員の配置について

看護師1名 保健師(4/1~採用) 社会福祉士1名 主任介護支援専門員1名 地域支え合い推進員1名 プランナー2名 事務職員(.パートを月・木・金配置)

すべての職員がセンターの役割及び業務全体を理解するように情報共有を密にし、お互いに連携・協力しながらチーム作りをしていきます。

3. 総合相談支援業務について

昨年度に引き続き、地域である行事に積極的に出向き、高齢者や担い手などから情報収集を行います。R3、4月から圏域変更でT地区3,4,5丁目が圏域に追加されたので利用者・地域の人や担い手と連携を取り、信頼関係の構築を更に図ります。相談記録を有効活用して課題分析をしていき、センター内で情報共有を密にしていきます。エリア内で行事の終了後に出張介護相談会を随時していきます。

更に職員の専門知識やスキルアップ出来るように研修の参加体制を整えます。

4. 権利擁護業務について

権利擁護全般(成年後見制度・虐待・消費者被害など)地域のつどい場や行事で広報・啓発を継続します。随時チラシを配布します。今年度は講義形式で情報提供し、理解を深める講義が出来るように努力していきます。また事業所連絡会などで成年後見人の講義や広報出来るように企画します。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域住民や困難ケースなど地域の事業所の声を反映し、地域ケア会議などを開催して地域の医療機関や関係機関との連携を図っていきます。T 地域での地域ケア会議の開催をします。

圏域の事業所とも連携を図り、支援困難ケースを必要に応じ、同行訪問し、サポートティブな支援をしていきます。

地域の特色を生かし、事業者とも顔の見える関係性を構築し、ネットワークの強化を図ります。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

フレイル予防支援の普及啓発に重点を置きます。

今年度も T 地域 3,4,5 丁目を含め、N 地域を中心に地域ケア会議での継続課題である M 地域福祉センターの認知度向上のためフレイル予防の企画をふれまち協議会と共催でします。「カメの散歩」や 2 カ月に 1 回ある「健康クラブひまわり」は継続する予定です。予防給付のマネジメント業務については適切なアセスメントをして利用者とともに目標を描き、自立した生活ができるようにマネジメントの強化を図ります。

7. 地域支え合い活動推進事業について

見守りや支援が必要な高齢者だけでなく、元気な高齢者も住み慣れた地域で孤立することなく生活出来るように、地域に積極的に出向き住民の居場所や活動の場作りを、一緒に考えていきます。

①地域ケア会議の充実を図ります。

②地域で開催される行事、給食会、地域拠点型デイサービスなどに職員が交代で参加し、高齢者が安心して生活できる情報を発信します

③地域団体が主催する 3 回目のふれあいフェスティバル（去年はコロナで中止）を一緒に考えていきます。

8. 認知症に関する取り組みについて

昨年度に引き続き認知症にやさしいまち「神戸モデル」の啓発・広報に努めます。

認知症への正しい理解と知識を深められる企画を考えていきます。バラ公園ネットワークは継続していき、今年度は認知症のチラシ作成の継続と声掛け訓練の実施をします。

初期集中支援チームとも引き続き連携をしていきます。

9. 民生委員等地域との連携について

民生委員や友愛ボランティアなどとの連携を図り、相談を受けたケースに対しては迅速に対応し、情報共有を図っていきます。また地域行事に積極的に参加し、顔なじみの関係をつくることで気軽に相談出来るようにしていきます。

10. 医療機関との連携について

日頃より地域の医療機関や病院連携室などとの連携を密にとり、在宅高齢者の介護・医療支援が円滑に行える体制作りに努めていきます。医療介護サポートセンターや連携の強化に努めます。特に薬剤師（薬局）とは事業者連絡会にもお誘いし、連携を深めていきます。

個別ケースを通してかかりつけ医と連携を深めます。

11. その他関係機関との連携について

圏域内の居宅介護支援事業所や介護事業者などと連絡会などで信頼関係を構築し、連携を深めていきます。

近隣住民・民生委員・老人会・婦人会・ふれあいまちづくり協議会・ボランティア・区役所地域協働課・社協・警察・障害福祉センター・NPO法人などとの連携の強化を図り、更に担い手の発掘をしながら関係作りも構築していきます。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

あんしんすこやかセンターの運営方針やマニュアルの理解を深めるとともに、日常業務の中で徹底を図り、コンプライアンスを徹底した運営を進めます。

高齢者に提供するサービスが特定の種類、または特定のサービス事業者に理由なく偏ることのないように、広く情報提供を行い、利用者の意思決定を尊重します

令和5年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：05

あんしんすこやかセンター名：魚崎北部あんしんすこやかセンター

運営管理者名：野田 美智子

令和5年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

18年目を迎える地域包括の目指す重点目標計画は

- ① 昨年度「地域ケア会議」で、A地域の資源と課題を地域住民、地域商店、ボランティア、医療介護で共有検討した。色々な課題について取り組む「プロジェクトA」というプラットフォーム型のネットワークができ、認知症の人への声掛け訓練も実施できた。今年度も、このネットワークで、A地域に立ち寄れる場所を増やし利用しやすい町づくりに取り組む。
 - ② 開催場所や広報場所、方法を検討し、フレイル対策を含めた介護予防普及啓発事業の推進。
 - ③ 昨年度、個別事例の「地域ケア会議」で、災害時の対応についても検討した。今年度、「地域ケア会議」で、B地域での防災について考え、B地区の防災コミュニティや地域住民と連携し取り組んでいく。
 - ④ 地域包括ケアシステム構築の為、個別事例の地域ケア会議の推進。
 - ⑤ 単身高齢者・老々世帯の見守り、閉じこもりを防ぎ地域に出かけていけるよう、地域支え合い事業の推進。C地域の高齢化率の高い地区の公園でラジオ体操を立ち上げた。今年度は地域住民が中心となり継続できるように取り組む。
センターより遠方にあるB地域の人の要望や担い手等の情報をリサーチし、B地域住民が気軽に相談にできるように、またフレイル予防に取り組めるよう月1回出張相談会を立ち上げた。今年度は、その出張相談会を利用してイベントを開催し、フレイル予防等啓発していく。
 - ⑥ 高齢者への虐待防止、消費者被害防止、成年後見制度の活用等の権利擁護支援への早期対応。
- 以上6点である。

支援体制は、休日・夜間帯も緊急連絡が入れば、すぐに職員の電話につながり、対応できるよう連絡体制をとっていく。虐待、困難事例、緊急事例については区役所と連携して対応していく。

令和5年度も「挨拶を徹底し、個人情報には注意しながら連携を図り、迅速にかつ素早く対応できるチームワークの良い明るいセンター」をモットーとする。

2. 職員の配置について

主任ケアマネジャー、看護師、社会福祉士、地域支え合い推進員を各1名配置。センター職員は、令和3年8月より職員異動なく、虐待ケースや困難ケースも連携良く支え合い対応できた。令和5年度も引き続いてセンター内連携をとりながら迅速に動けるセンターを目指す。

外部研修等を受け、内部の会議や研修を行い、知り得た情報を共有し、お互い成長し、一緒に対応を検討し連携をとりながら、業務にあたっていく。

給付管理の1人30件制限もあり、令和元年度より介護予防専任者（プランナー）を非常勤2名配置し、職員変更なく勤めている。

4 職種とも、センター業務に力を入れられる体制である。

3. 総合相談支援業務について

地域とつながりの希薄な人にも、高齢者の相談窓口としてセンターがある事や介護保険、神戸市の施策、インフォーマルな支援についても情報を提供できるように、商店、マンション、病院、薬局、銀行、郵便局などに働きかけ広報場所を増やした。それらの広報場所、C自治会の広報ルート、昨年度できたB自治会広報ルート及びA地域の「プロジェクトA」などの広報ルートを活用し、センター、出張相談会、フレイル予防、神戸市の施策など定期的に有効な広報をしている。広報ルートに漏れる地域にも配布や訪問などで必要な広報を行う。情報の届きにくかった高齢者やその家族が、問題を抱え込まずに相談できるように地域に広める。

家族の相談対応時は、「家族を支えるあなたへ」の冊子を活用し、一人で抱え込まずに相談して頂けるようアプローチする。

センターの目標や圏域内のつどい場紹介を掲載したセンター紹介チラシを地域で配布、掲示、設置をして、相談窓口やつどい場を知って頂き活用して頂く。

D地域は、4センターが関わっており、担当センターが分かりにくいとの声があった為、地区担当センターが分かるチラシを作成し、4センターが共通チラシを用いて広報する。

相談対応は、担当者一人ではなくセンター職員全員で共有し、それぞれの専門性を生かし、検討する。特に虐待や困難事例等は、センター職員全員で共有検討し、複数で対応する。

4. 権利擁護業務について

権利擁護とは個人の生活・権利をその人の立場に立って代弁し主張すること、本人としっかり向き合い、意思を受け止め、本人が主体的に生きる力を取り戻すための支援をすることであると捉える。

令和4年度は成年後見制度に関わる相談が9件、うち申し立て手続きのアプローチをした件数が5件。虐待通告が5件、虐待認定されてアプローチした件数が令和3年度からの継続ケースも含め3件。消費者被害に関するケースが1件であった。

権利擁護が必要なケースの中には、客観的には支援が必要だと判断される場合であっても、本人がその必要性を感じていないケースが多く含まれる。また、虐待等やそれに準ずる困難ケースを見る限り、家族が必ずしも本人を代弁するとは限らないことから、本人の状態状況をチームで見極め、適切なタイミングで支援に繋げることを重視したい。最もポピュラーな制度として、成年後見制度があるが、補助、保佐相当の制度活用も積極的に行なっていく。後見申し立てをするにあたっては必ず4職種で検討してから、アプローチを行うこととする。

センター職員が研鑽を積み、権利擁護に関連する制度の理解を深めることも重要である。司法専門職との協働を積みながら、制度の使い方について司法専門職から学び、必要とあれば研修に参加する。周知すべき情報があれば、その情報をセンター内で共有する。また、事業所連絡会等を通じ、つながりのある事業所や支援者にも情報提供していく。さらに、地域住民に対して、権利擁護相談の窓口の案内の他、制度利用に係る誤解（経済的に貧しいと利用が出来ない等）を解くような情報提供を行う。高齢者虐待については、地域住民の方にできる虐待防止について広報する。

昨年度末に東灘区保健福祉課と東灘区あんしんすこやかセンター社会福祉士が中心となり、虐待予防の冊子「家族を支えるあなたへ」を完成させた。今年度はその冊子を相談の初期に家族に配布し、予防的に関わっていきたい。また、地域に向けても配布、説明を行っていきたい。

消費者被害については身近な情報や実際起こった、または起こりうる特殊詐欺の情報をチラシ作成等で分かりやすく広報していく。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

今年度も、地域包括ケアシステム構築の為、「地域ケア会議」を開催していく予定である。

・第1回目 「A地域に、立ち寄れる場所を増やし利用しやすい町にする」

お魚の会合同開催 7月

・第2回目 「B地域での防災について考える」開催 10月

・第3回目 事例検討会開催 1月

その他、小地域ケア会議は、必要時その都度開催していく。

高齢者が安心して地域で暮らし続ける為に必要な資源、情報などを広く集め、生活を総合的に支えていき、高齢者の心身や生活環境などの変化に応じて適切な支援を行っていく。その為に必要なのは、関係機関への支援、特にケアマネジャーに対する個別支援であり、相談者であるケアマネジャーの主訴や求めている支援など、ケアマネジャーの意見を聞き、「決して一人で悩んだりしない」ことを伝え、皆で困難事例等を共有するように支援していく。地域包括ケアに向けて、ケアマネジャーや事業者向けの連絡会や研修等の開催とケアマネジャーへの個別支援を行う。コロナ感染症が5類に移行するが、感染予防の為 WEB 会議も視野に検討していく。

・事業者連絡会

ケアマネジャーに対して、ケアプランに落とし込めるような介護保険外の制度や社会資源の情報提供を行う。 8月

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

高齢者の心身の状態、家族状況、生活環境、経済状況、生活歴等広くアセスメントして、必要な支援を検討し、適切な支援を提供する。

要支援者や事業対象者には介護保険サービスだけでなく、フレイル改善通所サービスの案内、フレイル予防対象者には必要な支援を検討し、地域拠点型一般介護予防事業や地域の居場所などの紹介やフレイル予防の情報など、適切な支援を提供する。また、利用者様の状態により積極的にリハビリ専門職との同行訪問によるアセスメントを活用し、より正確なアセスメントとニーズ把握に努める。

プラン書類作成ルールセンター内の平準化に努める。巡回派遣員からのプランチェックにおける指摘について、情報共有し、センター職員全員が理解し、早期に書類作成の是正に努める。

6月にフレイル予防支援事業であるシンコースポーツによる「フレイル対策健康セミナー」を「元気いきいき講座」として、今年度はB地域のE会館で実施予定である。

C地域のF公園でラジオ体操を継続し、住民主体への移行を進める。

E会館での定期的な出張相談会を継続し、フレイル予防の普及啓発などイベント開催を行う。

7. 地域支え合い活動推進事業について

地域住民、地域役員、マンション管理人、地域産業（商店、スーパー、銀行、郵便局等）医療（病院、薬局等）介護事業所から情報提供やご相談頂ける窓口として認識して頂くよう、定期的に広報の配布や説明などを実施し、顔の見える関係作りを継続する。

昨年度はG商店街振興組合への広報やB地域役員、マンション管理人などへの広報に重点的

に取組んだ。A 地区で「地域ケア会議」開催し、「プロジェクト A」というネットワークを構築し、認知症の声掛け訓練を実施できた。今年度も、「プロジェクト A」で A 地域の課題に取り組んでいきたい。

昨年度は B 地域役員に働きかけ、20カ所の掲示板と80カ所の回覧板で毎月広報できるルートができた。今年度も、その広報ルート活用し、ルートに外れる地域の広報も検討して行きたい。

コロナによりつどい場の休止や終了があり、休止している間に担い手のモチベーション低下や高齢化など継続が難しいつどい場もある。その中で活動を継続しているつどい場、再開するつどい場もあり、情報提供など後方支援行う。また、開催しているつどい場の情報収集を積極的に行う事で、有意な情報提供を心掛けたい。C 地域と H 地域とセンターが協働している「魚崎つどいばめぐり」の活動内容、役割の変化があり、実行委員メンバーと共に活動を展開していく予定である。

地域住民、地域役員、地域産業、つどい場などからの情報や暫定訪問より地域住民の困りごとを発掘する。また、日頃から住民とのコミュニケーションと笑顔を大切に取り組んでいきたい。

今後も新たなグループの立ち上げ支援が必要な場合に備えて、助成金の説明や後方支援ができるように準備を行い、頼れるセンターの存在をアピールしていきたい。

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症サポートネット「お魚の会」は12年目を迎え、センターに認知症に関する相談や地域からの情報が増えている。今後ご本人様やご家族様や地域の支援者の不安や負担が軽減するようサポートをしていく。認知症ケアパス、神戸モデルの認知症診断、賠償責任保険、GPS 駆け付けサービス、安心登録制度、KOBE 見守りヘルパーなど情報提供する。

また認知症の知識や認知症の人にやさしいまちづくりの意識を高めるように、周知に努める。

令和4年度は、G 商店街の理事会に参加し、A 地域のお店、ボランティアなど困りごとや資源について事前に聞き取り、「お魚の会」兼「地域ケア会議」として合同開催した。A 地域の課題を取り組む「プロジェクト A」ネットワークが出来た。「プロジェクト A」チームが中心となり、課題として挙げた「認知症の人への声掛け訓練」を G 商店街で実施できた。また、声掛け訓練に参加できなかった I 店長より、声掛け訓練をしたいとの声が挙がり、センターも協力し、I 店舗で、声かけ訓練を実施できた。

・第1回目 「A 地域に、立ち寄れる場所を増やし利用しやすい町にする」

地域ケア会議兼お魚の会合同開催で、甲南地域のお店や病院、金融機関など認知症の人も利用しやすい町を目指す。7月

平成28年4月にオープンした認知症家族が主催の認知症カフェ UME のつぶやきも軌道に乗って参加者も定着している。今年度も引き続き、その後方支援をする。

9. 民生委員等地域との連携について

・小地域連絡会や民生委員連絡会、毎月の給食会、各つどい場に参加し、顔の見える関係づくりを継続する。

・民生委員や地域の商店、地域住民などからの情報があった場合には、センターで情報共有を行い対応検討する。

10. 医療機関との連携について

令和5年度も、入退院時に病院と連携し、「入退院連携シート」等を活用しながら、情報共有し一緒に対応を検討する事で、スムーズに在宅復帰や施設入所等支援が提供できるようにする。病院や薬局に、制度やインフォーマルな情報を提供し、掲示やチラシ配布など協力依頼し、地域とつながりの少ない人にも、情報提供できるようにする。

また医療機関での研修や会議に参加し連携を強化していく。

11. その他関係機関との連携について

地域の居場所、婦人会や老人会の行事に参加し、センターが相談窓口である事、介護予防、フレイル予防、認知症、神戸市の施策、インフォーマルサービスの紹介、感染症や熱中症や詐欺などの注意喚起など、様々な情報を提供していく。ICTによる参加が可能な居場所・機関に対しては、ICT活用による参加も検討する。

また地域役員（自治会、防コミ等）、婦人会、老人会、ボランティア等と連携し、情報提供と情報収集をして、必要な支援や取り組みを検討していく。

地域コミュニティだけでなく、G商店街、I店舗、J銀行などすでに協力関係の構築できたところとの連携を強化し、新たに連携できるところを増やしていく。

成年後見制度の活用が増える中、司法専門職との連携を継続し強化する。普段、関わりのある司法専門職の方々には地域ケア会議や地域での広報活動への参加を依頼し、個別事例だけの関わりでなく、一緒に地域の課題に取り組む。センター以外の関係者も、司法専門職と顔の見える相談のしやすい関係を作れるようにする。

毎月3回開催の「うおざきご近助さん」は、地域共生社会を目指し、年齢、性別、介護、障害などの枠なく誰もが相談できる場所として、地域住民、障害支援センター、地域包括（魚崎北部、魚崎南部）で開催している。高齢者問題だけでなく、子供、障害、認知症、ケアラー、こども若者ケアラー、8050問題など様々な問題を、相談対応、共有、研修など実施して行く。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

介護保険法令に従い、地域包括支援センターとして要支援・要介護状態にある高齢者、事業対象者に対し心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、介護予防プランの作成を行う。

事業の実施にあたっては神戸市介護保険課、東灘区保健福祉課、地域の保健医療福祉サービスと連携し、公正・中立な介護予防サービスの提供を目的とし連携を図る。

令和5年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：06

あんしんすこやかセンター名：魚崎南部あんしんすこやかセンター

運営管理者名：寺前 愛子

令和5年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

事業の公平性を重んじ公正中立を守るため、あんしんすこやかセンター運営要綱、事務マニュアルに準じ、センター運営評価を守った運営を行う。

また、夜間・休日においては職員の携帯電話へ転送により24時間相談対応できる体制をとる。様々な相談に対し円滑かつ柔軟に対応できるように毎朝で情報の共有と方針の検討を行い、担当者不在の中でも対応が出来るような体制を維持する。

2. 職員の配置について

センター職員は資格、職歴、経験年数を十分に配慮し、国の人員基準に沿い4職種（看護師・主任介護支援専門員・社会福祉士・地域支え合い推進員）を配置。

指定予防支援事業の適正化のために介護予防専従プランナー2名とパート職員1名配置。

権利擁護に対する相談も多く、法人加配で社会福祉士の2名体制を継続、チームで対応できる体制を保持する。

LSA事業についてはセンター全員で対応を行うことを継続する

3. 総合相談支援業務について

地域の高齢者の総合相談窓口として、普段から軽微な事でも相談できる関係構築を意識、地域に根差したセンター運営を目指す。

- ・ 総合相談支援業務を通して住民の様々な課題やニーズの把握を行う
- ・ 地域情報を整理し、関係機関及び制度の利用、社会資源につなげる等の支援を行う
- ・ 土曜日を月に一回開所日とし、職員2名体制で対応を継続
- ・ 月に1回の青木出張相談を継続していきセンターの周知、情報発信を継続
- ・ 相談の記録をデータ化、積み上げをし、単発な支援でなく、継続的な対応をしていく
- ・ U中町から同居家族のいる認知症の相談が増えている、かなり進行してからの相談が多く早期に相談できるよう若い世代への認知症の周知、センターの啓発を行う
- ・ 住民だけでなく地域の事業所からの相談が増えてきている、支援困難ケースなど地域と専門職のつなぎ役となり圏域内全体で相談がしやすい風土を作る

4. 権利擁護業務について

地域住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に解決できない等、困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことが出来るよう、専門的・継続的な視点から支援を行う。

- ・ 圏域内事業所、関係団体へ東灘区で作成したリーフレットを用いて虐待防止啓発を積極的に行う。早期の相談がしていただけるような関係づくりを合わせて行う。
- ・ 高齢者虐待防止の手引きに沿った対応を適切に行い、常時行政や関係機関と連携を取りながらチームアプローチで対応をしていく。
- ・ 消費者被害についての情報が自治会を中心とした魚崎町防犯の情報ルートで啓発が出来るようにしていく、SNSを利用した啓発の検討をU町プラザを通して検討していく
- ・ 弁護士相談なども積極的に利用して様々な関係機関と連携して解決を導く

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

多様な生活課題を抱えている高齢者が地域で安心してその方らしい生活を維持するために必要な社会資源を適切に、切れ目なく活用できるよう多職種、他機関とのネットワークを利用しながら包括的・継続的ケアマネジメントを行っていく。

- ・ 圏域内のケアマネ連絡会を、併設居宅の主任ケアマネージャーを中心とした、圏域内のケアマネージャーを中心に「うおみな居宅連絡会」として定着させていき、地域と居宅支援をつなぐ役割を担う。
- ・ 圏域内事業者連絡会を年に2回、「うおみな居宅連絡会」と一緒に開催をしていき地域と事業所とのつなぎ役としてネットワークを構築していく
- ・ 神戸市ケアマネージャー連絡会、医療介護サポートセンター、各種関係機関と共同でケアマネージャーや地域事業者向けに研修開催していく
- ・ 支援困難事例への支援→ケアマネージャーと同行訪問、担当者会議への参加、地域ケア会議の開催を居宅介護支援事業所より事例を吸い上げ、選定して地域課題化へ

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

地域で暮らす高齢者が要介護状態にならないように、具体的な生活目標をたて、対象者自身の意欲を引出すような自立支援を行う。地域活動への参加と介護予防の取り組みがマッチングできるように個別支援とコミュニティ作り、社会資源の発掘を行っていく。

- ・ 介護予防ケアマネジメントマニュアルに沿って適切な介護予防マネジメントを提供
- ・ 自ら介護予防に取り組めるような動機づけを意識したケアマネジメント業務を行う
- ・ 介護予防につながる地域のインフォーマルサービスの整理・活用
- ・ 地域同士の支え合い活動そのものが介護予防につながることを、広報を通して伝えていく

7. 地域支え合い活動推進事業について

ひとり暮らし高齢者等の実態把握の個別支援と合わせて、地域住民との連携やコミュニティづくりの支援を強化し、地域全体での支え合いや健康づくりに取り組むよう支援する。

- ・ つながり通信を3か月に1回発信、地域の情報や高齢者の現状が高齢者、多世代の地域住民、関係機関に行き交うことで見守りの目を増やす
- ・ 高齢者や地域同士の支え合い活動そのものが介護予防につながっているという視点からアプローチをしていく
- ・ コロナ禍で縮小していた地域行事が再開している、新たなボランティアも増えており、地域で支えあう意識を一緒に考えていけるように魚崎北部あんしんすこやかセンターと共同でU町のつどい場の活性化のためのアプローチをしていく

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症の方が住みやすい地域は子供から高齢者、障害者と誰にとっても安心して暮らせる町になる！を理念とした「うおみな♡ ハートネット（認知症サポートネット）」の活動を通して、地域へ認知症の理解を深めるための啓発活動を行い、やさしい地域づくりの推進に努める

- ・ うおみな♡ ハートネット通信を作成して活動の報告を定期的に地域の広報紙のルートを通して発信していく
- ・ 東灘区の地域ケア会議で課題化され実務者会で若い世代への広報が課題となり、今年度取り組んでいく事が決まっているため、足並みをそろえながら実施、SNSを利用した情報発信を模索していく、夏祭り等の地域のイベントで利用できるパネルを作成してたくさんの方に認知症の事を知っていただけるような機会を作る
- ・ うおみな♡ ハートネットの活動がわかるミニ動画の作成
- ・ うおみな♡ ハートネットの実行委員会の新たな参加者を募集
- ・ うおみな♡ ハートネットの活動を通して認知症の協力店舗を増やすアプローチを検討、協力店としてステッカーを貼りだしていただいた店舗等にフォローアップの訪問
- ・ 認知症介護者支援として、リフレッシュ教室、認知症家族の会、オレンジカフェとコラボした形での開催を行い、当事者の声を地域に届けていく
- ・ 神戸市安心登録事業への登録、認知症診断助成制度、事故救済制度などの啓発活動
- ・ 様々な啓発活動を通して行方不明高齢者検索メールの受信者を増やす
- ・ 認知症声掛け訓練は発見後の通報訓練への次の段階へステップアップをしていく

9. 民生委員等地域との連携について

民生委員を中心とした個別支援だけでなく、地域のニーズや課題について地域住民自ら取り組んでいけるように、民生委員も各種地域団体と協働して住民同士の支え合いネットワークを強化、福祉力の高い町づくりを目指す。

- ・ うおみな居宅連絡会や事業者連絡会、地域ケア会議など専門職の集まる場へ民生委員にも積極的に参加していただき、各関係機関の専門職と一緒にテーマに合わせて検討を重ねて相互理解を図る
- ・ 地域のつどいの場での気軽な交流や、日ごろから顔を合わす機会を増やし、民生委員の方がセンターに相談しやすい場を多くもつ
- ・ 民生委員の改定や新たな友愛訪問グループ担当者から「見守りの在り方」についての悩みがよく出ている⇒「U町この地域での見守りって何？」をテーマに新旧民生委員、友愛訪問員、社会福祉協議会で地域ケア会議を開催し見守りの在り方を整理していく

10. 医療機関との連携について

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには福祉系サービスと医療系サービスが連携し一貫した体制で提供される必要がある。保健・医療・福祉の質の向上のため、かかりつけ医や東灘区医師会・歯科医師会・薬剤師会との定期的な連携を行う。

- ・ 医療・介護サポートセンターとの連携、地域の医師やケアマネ等のニーズを共有
- ・ 医療機関のMSW、PSWとの研修などを通して実践的な連携
- ・ 認知症疾患医療センターや、認知症初期集中支援センターとの連携
- ・ 地域ケア会議等へ積極的に医師の参加も呼び掛ける

- ・ 認知症サポートネットの広報に圏域内の医療機関の支援を受ける
- ・ 圏域内事業者連絡会への参加要請やつながり通信の情報提供を3か月に1回定期的に行い、センター活動や地域情報を情報提供していく

1 1. その他関係機関との連携について

魚崎南部あんしんすこやかセンターが円滑かつ効果的に事業を実施していくために行政機関や医療機関、サービス事業者、居宅介護支援事業所、各障害団体、ボランティア団体、地域団体との積極的な関係作りが必要、様々な社会資源が連携し、協働できるようにネットワーク構築を担っていく。

- ・ 警察・民間事業者等との日頃からの連携
- ・ 児童館にセンター通信を設置させていただく。若い世代にもセンターを知っていただき、高齢者支援を地域全体で考える機会をもつ
- ・ うおみな♡ハートネットの活動から、地域の商店などさまざまな社会資源とつながっていききっかけを見つけていく
- ・ うおさき障害者地域生活支援センター主催の共生社会を目指した地域のよろず相談窓口「うおさきご近助さん」の活動に協力させていただき、8050問題等の高齢者だけでは解決できない総合相談などの地域の身近な相談窓口からつなげていく。
- ・ U地区の学校、地域団体、さまざまな機関が集まる会議「Uプラザ」の活用で、さまざまな機関と情報共有の機会を持つ

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

魚崎南部あんしんすこやかセンターの運営にあたっては、その運営が常に運営協議会の関与、地域の医師に基づいて行われるものであることを十分に認識し、公正・中立な業務を遂行する。

- ・ 正当な理由なく特定の事業者の利用に偏らない
- ・ 特定の事業者が提供するサービスを不当に利用者に押し付けない
- ・ 利用者自身が選択を出来るように十分に情報提供、説明を行い、自己決定を促す

令和5年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：07

あんしんすこやかセンター名：住吉北部あんしんすこやかセンター

運営管理者名：伊賀 浩樹

令和5年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

① 職員体制について

社会福祉士・保健師等・主任ケアマネジャー・地域支え合い推進員それぞれが「地域包括ケア」を実現するために、専門に係る業務のみを担当するのではなく、必ず「チームアプローチ」で業務を行う体制を構築する。

そのために、毎日のミーティングや全職員が出席する月1回の職員会議・ケースカンファレンス・事例検討会を開催して、それぞれの会議で職員間の情報共有を図り、タイムリーな対応ができるようにする。

特に困難事例については、その都度4職種で連携し、検討していく。

② 営業時間 9時～17時30分 月曜日～土曜日（日曜日及び12月31日～1月3日休）

営業時間内では、概ね輪番制で電話対応等する。また、営業時間内にあんしんすこやかセンター職員が訪問・会議等で外出する場合には、介護予防支援担当ケアマネジャーや同一施設内の職員と連携するなど協力を求める。

営業時間外の夜間・休日における連絡体制は、同一施設内の事務職員・管理宿直者等が連絡を受け、必要時にセンター職員が電話対応をする連絡体制を整える。

③ 個人情報の保護について

センター及び法人の個人情報保護規定（取り扱い規定）に基づき、個人情報の漏れがないように、個人ファイルの保管を徹底する。さらに、関係機関への情報提供の同意の確認は確実にする。個人情報取り扱いについては、センター内で個人情報等の取り扱い事務チェック表等に基づき、職員会議等で定期的に確認していく。

④ ケース記録の管理

センター内で情報が共有できるようにする。特に、緊急時迅速に対応できるように整理・保管を徹底する。

⑤ センターの広報

せせらぎ通信を定期的に発行すること等で、地域住民・民生児童委員・関係機関等に対し、あんしんすこやかセンターの所在・役割等を広報・啓発を行う。

⑥ 苦情対応

苦情対応マニュアルに基づき、利用者及び家族等からの苦情には迅速かつ適切に対応し、苦情を受け付けた場合は内容等を記録する。そして、神戸市に報告するとともに、職員間で情報共有をはかるために、職員会議等で再度報告する。

2. 職員の配置について

社会福祉士	2名
主任ケアマネジャー	2名
保健師・経験のある看護師	2名
地域支え合い推進員	2名
介護予防支援担当ケアマネジャー	2名
事務員	1名

介護予防担当件数が増加しているため、今年度中に介護予防支援担当ケアマネジャーを増員予定

3. 総合相談支援業務について

地域の高齢者が、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、センターの広報に努め、センター職員がチームで情報を共有し、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行う。

(業務内容)

① 地域におけるネットワーク構築

地域の社会資源の最新の情報を整理し、住民から照会があった時には、紹介できるようにする。また、ネットワーク構築のために、関係機関への働きかけをする。

② 地域の実態把握について

地域活動への積極的な参加や訪問により、地域の情報収集をする。そして必要に応じて、当事者・家族への電話や訪問を行う。

③ 総合相談としての機能について

地域住民の方々があんしんすこやかセンターの役割を認識していただくために、東灘区や区社会福祉協議会とも連携して、神戸市作成のパンフレットやせせらぎ通信等広報誌を発行し、広報啓発をしていく。

相談があった場合は、適切なアセスメントを実施して実態把握をし、相談者の自己決定を尊重しつつ、相談内容に即したサービス・制度に関する情報提供や関係機関の紹介やフォローをする。

4. 権利擁護業務について

困難な状況にある高齢者が地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活出来るように専門的・継続的な視点を持って支援を行う。

(業務内容)

① 消費者被害の防止

消費者被害を防止するために、警察及び消費者生活センター等と連携し、地域住民の皆様には掲示板等の活用や広報誌等で、必要な情報提供や注意を促す。また、相談や被害にあった場合は、神戸市に迅速に報告すると共にクーリング・オフ制度を有効に活用する。また、各事業所等にもメール・FAX等で注意を促す。

② 成年後見制度利用の活用等

成年後見制度を広報するために、地域住民や事業所が主催する会議等でパンフレットを用いるなどで説明する。また、認知症、精神障害者等の事由で財産管理や契約等が困

難で後見制度が必要なケースについては、神戸市成年後見支援センター及びこうべ安心サポートセンター、たんぼぼ、リーガルサポート、ぱあとなあ兵庫等関係機関と連携し、権利侵害や財産管理についての相談や援助を実施していく。

③ 虐待への対応

高齢者の虐待防止や早期発見のために、圏域内のサービス事業所に東灘区虐待防止パンフレット及び早期発見チェックリストを配ること。さらに年1回は虐待事例のケースカンファレンスを実施するなど、介護サービス事業者等関係機関の意識を高める。

高齢者虐待の通報があった場合は、センター職員間で検討した上で神戸市虐待対応のマニュアルに従い、速やかに区保健福祉課に報告し、コア会議の開催等で情報共有を図り対応する。また、朝礼や月1回の事例検討を目的としたケースカンファレンスにて現在の虐待・困難事例の実態を報告して、職員間の情報共有を図る。

④ 困難事例への対応

認知症や虐待等、本人及びご家族への支援困難事例に関して、ケアマネジャー等の担当者と随時カンファレンスを実施し情報の共有を図り、ケアカンファレンスにて現在の実態を報告して、職員間の情報共有を図り、チームで適切に対応する。

⑤ 災害時等緊急時の対応

マイケアプランに災害時の緊急連絡先、避難所を記載すること等で、要支援等高齢者への災害時等緊急時の支援については迅速に対応できるよう日頃から利用者の緊急連絡先の情報を管理する。また、緊急時には速やかに神戸市と連絡調整し必要な対応が出来るよう関係機関とも連絡するなど日頃から準備しておく。

また、防災福祉コミュニティ等地域の関係機関と連携し、平時より地域で見守り支え合えるよう顔の見える関係づくりを進めるなど、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を検討する。

⑥ 感染症対策

神戸市の指針を確認し、感染予防のためのパンフレット配布や感染症の発生及びまん延等に関する取り組みを実施する。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域の高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らすことが出来るよう、主治医等医療機関と介護支援専門員との多職種協働、及び地域の関係機関との連携を図る事により包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための後方支援をする。

(業務内容)

① 包括的・継続的なケアマネジメントの体制構築

- ・地域ケア会議等で圏域内の介護支援専門員をはじめ、地域住民・居宅サービス事業者・医療機関・民生委員児童委員等に個別課題や地域課題の情報を共有し、課題解決方法を検討していく。その際には、介護と医療等と多職種協働ができるように、東灘区医師会や歯科医師会・薬剤師会・医療介護サポートセンター・オレンジチーム等に協力を働きかける。

② 介護支援専門員の個別支援

- ・住吉北部地区圏域の利用者を担当している介護支援専門員の個別相談には随時対応する。特に支援困難事例については、随時事例検討会議を開催するなどしてケアマネジメント支援を行う。

- ・東灘区及び東灘区内のあんしんすこやかセンター、医療介護サポートセンターやケアマネジャー連絡会等と連携して、定期的に連絡会や研修を企画し、参加を促していく。また圏域内の介護支援専門員の情報交換会を随時開催し、介護支援専門員を支援する。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

全職員が介護予防ケアマネジメントに関する制度や目的を正確に理解して、生活上さまざまな課題を抱える高齢者に対して、自立生活ができるよう適切な支援を行なう。また各地区で居場所づくりを目指し、新型コロナ等の感染症対策をとり、健康でいるためにフレイル対策の3つの柱（栄養・身体活動・社会参加）を広めていく。

要支援認定者及び事業対象者数 380名程度

業務内容

① 介護予防ケアマネジメント業務

- ・初期面接
- ・課題分析

生活状況を把握するためのアセスメントシートを用いて、生活機能のリスク、医学的視点、生活環境、健康状態、本人や家族の希望など包括的なアセスメントを実施。

- ・介護予防プラン（介護予防サービス支援計画・マイケアプラン）の作成
利用者に対し、理解しやすい言葉でプランを作成し説明するとともに、介護予防のための目標の共有に努める。
- ・サービス担当者会議
情報提供してくれた関係機関に情報の還元、連携も行なう。
- ・モニタリング・サービス提供後の再アセスメント及び評価
事業実施状況、目標達成、事業の適切性、新たな介護予防ニーズの有無について、的確にモニタリングを実施していく。その際、個人のニーズにとどまらず、地域のニーズは何かを視点を評価分析をしていく。

- ② 要支援者及び事業対象者の情報を積極的に把握し、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務を実施していく。
- ③ 委託事業者への適正な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務について助言していく。
- ④ 認知症および認知症予防について情報を提供し、啓発していく。
- ⑤ 引き続き新型コロナ感染症対策を講じながら、各々地域の実情に応じて自然と介護予防につながる環境づくりをしていく。特に地域住民自らが「つどいの場」づくりを行える仕組みを構築していく。

7. 地域支え合い活動推進事業について

見守りをはじめとした生活支援と介護予防の基盤整備の推進を図ると共に地域住民同士での支え合い活動ができるコミュニティづくりを支援することを目的とする。

昨年度と同様に引き続き新型コロナ等感染症対策をして、コミュニティづくりを進めるために、少人数での集いの場の支援・広報誌の発行等の広報啓発を実施していく。

8. 認知症に関する取り組みについて

以下に事業を推進する。

- ① 神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例の推進を図る。認知症予防及び早期診断制度の活用や行方不明になる心配がある高齢者を支援する見守り支援等で、神戸市安心登録事業を推進する。
- ② 住吉南部あんしんすこやかセンターと住吉小学校地区で声かけ訓練が開催できるように、地域住民の皆様が認知症の理解を深める研修会を開催する等準備を進めていく

9. 民生委員等地域との連携について

民生委員児童委員や友愛ボランティア等との連携を図り対象高齢者や要介護状態の住民の情報収集や把握に努める。また昨年度と同様に新型コロナ等感染症対策をし、地域住民が主催する会議や行事が開催されれば積極的に参加するなど、地域住民との交流と連携を通して、コミュニティづくりを支援する。

(業務内容)

- ・住吉中部及び住吉北部小地域支え合い連絡会の開催及び民生委員児童委員の連絡会に参加
- ・一人暮らし老人・老老世帯の見守り活動の連携
- ・地域のふれあい喫茶等行事及びDプラザ等の地域住民主催の会議に参加

10. 医療機関との連携について

日ごろから近隣の医療機関や利用者の主治医と情報交換を図り、緊急時でも必要な医療が受けられるようにし、サービスについての情報交換やケアカンファレンスに必要な医療情報を得る。また、地域ケア会議及び地区ネットワーク会議等に参加を呼びかけ、多職種協働体制ができるように働きかける。

さらに医師会等医療従事者や医療介護サポートセンターの会議や研修に積極的に参加して顔の見える関係をつくり。必要な情報が得られるように連携を深めていく。

11. その他関係機関との連携について

昨年度と同様に住吉北部圏域をA・B・C・Dの4地区に分けて、それぞれ地域診断に基づき課題を抽出し分析を続ける。

コミュニティづくりについては、A地区は昨年度の継続で、介護サービス事業所やNPO法人等連携してフレイル予防啓発、居場所づくりを実施。B地区においては、集える場所を増やすこと。C地区については、住民同士の見守り・ゴミ出し支援や世代間交流等、D地区については、定期的にマルシェが開催できるように取り組む。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

公正・中立性の確保のために、以下のことを遵守することとする。

- (1) センター事業の人員・設備及び運営に関する基準の遵守
- (2) 利用者・事業者への適切な情報の提供
- (3) 適切な情報提供に基づく、利用者の意思決定の尊重
- (4) 適正な介護予防ケアマネジメントが実施できるための人員確保
- (5) 公平・公正な介護予防ケアマネジメント機会の提供

(6) 公平・公正な介護予防ケアマネジメントの支援

公正・中立性を確保するために、次の事項はしないこととする。

- (1) 要支援・要介護認定申請代行の勧誘禁止（利用者申込者の意思が前提）
- (2) 介護予防プラン作成の予約禁止（利用者申込者からの依頼が前提）
- (3) 特定の介護予防・介護サービス事業者に対するサービス利用の予約禁止
（サービス利用はケアプラン作成が前提）
- (4) センター業務以外の広告・営業活動の禁止
- (5) センター業務以外の行政に関する類似行為の禁止
- (6) センターが作成する介護予防ケアプランの作成において、正当な理由がなく、特定の事業者が提供するサービスに偏りが無いこと。
- (7) センターの作成する介護予防ケアプラン作成過程において、特定の事業者の提供するサービスの利用を不当に誘引しないこと。

令和5年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：08

あんしんすこやかセンター名：住吉南部あんしんすこやかセンター

運営管理者名：刈谷 浩子

令和5年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

社会福祉法人二人同心会を運営母体とし、法人の協力を得ながら、公正・中立を基本理念とし、地域に密着した事業運営を継続的に行う。

営業時間は月曜日～土曜日(祝日含む)の9時～18時とし、突然の相談来所、電話相談に対応できる体制をとる。また、休日や時間外の電話対応については、同一法人運営、同一建物内併設の特別養護老人ホームセラヴィへ転送、第一報は特養職員が対応、必要に応じてセンター職員に連絡するよう周知しており、今後も24時間の相談体制を維持・継続する。

2. 職員の配置について

保健師・看護師、主任介護支援専門員、社会福祉士、地域支え合い推進員、各1名を常勤専従で正規配置。各事業に対し、4職種が各々の専門性を活かし、センター圏域内・外の情報共有が迅速にできるよう、毎朝ミーティング等で情報共有を徹底。

また、今年度よりセンター内職員配置等が変更となるが、センター内マニュアルの整備や事務所内業務等の当番制の実施、業務その他進捗状況等を可視化する工夫を行い、引き続き円滑なチームアプローチ実現に努める。

3. 総合相談支援業務について

地域における総合相談窓口として、介護保険制度・介護保険外の様々な制度や集い場の情報等を把握できるよう常に情報収集を心がける。

また地域の特性を把握し、必要な人に必要な支援がおこなえるようニーズに則した情報提供や情報共有の方法も工夫・改善していけるように日々心がける。

また、センターの事業目標や業務内容の紹介などを行う機会をつくり、センターの役割を圏域内に広く周知することを継続的に行う。

4. 権利擁護業務について

権利擁護に関する相談や通報に対しては、迅速で的確な対応が出来るように職員間の理解や情報共有を徹底し、行政および関係機関と随時連携していく。

特に虐待については、センター内連携を取り、センター職員の対応を標準化していくよう努め、関係機関と連携を取り、役割分担をうまくとれるよう体制をつくり、早期解決を目指す。

また、センター職員が研修会等に参加するなど自己研鑽を重ね、さらに専門性を高めると共に他の専門職とのネットワークを活かし、より質の高い支援、適時の対応を心がける。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

区内の他センターや三師会等とも協力し、事例検討会や認知症についての研修会等を年に数回開催。

圏域内・委託先居宅介護支援事業所との連絡会や事例検討会、研修会等を定期開催。

今後も事例検討を重ね、住吉南部圏域内の地域資源についての情報交換や個別地域ケア会議開催、地域課題についても検討できるように発展していければと考える。

また、地域の介護支援専門員が包括的・継続的ケアマネジメントの実践を推進するために、センターとして必要な後方支援を継続するとともに、センターが把握できていない圏域内要介護高齢者他困難ケース等の把握も継続的に行い、後見制度、オレンジチーム、虐待早期発見等必要な助言や支援を行う。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

介護予防の取り組みが必要な高齢者を早期に把握できるように、関連機関と連携し、適切な支援につなげるように努め、地域診断に基づき優先すべき地域を選定、その地域の特性に応じた介護予防の取り組みを行う。

また、個別対応については、マニュアルを遵守し、適時適切に対応、自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントを継続的に実施する。

7. 地域支え合い活動推進事業について

地域支え合い推進員を中心に見守りをはじめとした生活支援と介護予防の基盤整備の推進を図るとともに、地域住民同士で支え合い活動ができるコミュニティづくりを支援する。地域づくり・資源開発機能の実現に向けて協議体機能を有する地域ケア会議についても取り組んでいく。

また、単身高齢者、高齢者世帯についての実態を把握し、地域の民生委員をはじめ関係者と協力し、引き続き見守り体制構築に努める。

8. 認知症に関する取り組みについて

R4年度地域ケア会議で決定した課題が認知症に関することとなり、今年度は具体的な取り組みを地域ケア会議にて決定していく。

コロナ禍で開催を見送っていた認知症サポートネットも再開できるように認知症地域支援推進員を中心に働きかけを行い、認知症サポーター養成講座や認知症徘徊模擬訓練等の実施にむけて圏域内の児童館や公民館との関係づくりなども含め行っていく。

また、相談受付票より、認知症についての相談が多い地区を割り出し、認知症神戸モデルの説明をする際意識する等、必要な地区に優先して情報提供を継続的に行える体制をとる。

9. 民生委員等地域との連携について

民児協の連絡会への参加や民生委員との情報交換会の開催を定期的実施。情報の共有に努め、個別相談等についても、迅速、適切な対応を行い、信頼関係をより深める。

地域住民の主体的、相互的な支え合いができるように、マンション等集合住宅で住民交流会等にも顔を出し、見守りのネットワーク構築を側面的に支援するため、啓発活動の継続実施に努める。

また、地区の広報誌や法人広報誌等にセンターの取り組みについての情報を発信できるように働きかける。

10. 医療機関との連携について

地域の医師会や歯科医師会、病院地域連携室と積極的に情報交換を行うとともに、地域の高齢者、その高齢者を支える介護支援専門員等と医療機関がそれぞれ円滑に連携できるように側面的に支援をしていく。

また、前年度より圏域内公民館におけるセミナーにおいては、東灘区医療介護サポートセンターと連携体制を継続し、周辺医療機関とは常に連携を取りやすい関係を構築できるよう働きかけを継続する。

11. その他関係機関との連携について

令和4年度は、地域ケア会議を3回にわたって開催、その中で少数意見ではあったが、多職種連携が必要という意見もあったので、たとえば薬局や居宅、サービス事業所等と連携をとれるような機会を持つようなことも検討していきたい。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

センター職員全員が法令や運営基準・運営要綱について十分理解し、その遵守に努める。また、適切な情報提供に基づき利用者の意思決定がなされているか、正当な理由なくサービス提供が特定の事業者へ偏っていないか等を常に検証し、公正かつ中立な業務の運営に努める。

注・独自の取り組み等、具体的に記載してください。

- ・前年度の自己評価、今年度の地域活動計画も考慮して作成してください。
- ・令和5年度、特に力を入れて取り組む部分に下線を引いてください。
- ・公開資料ですので、詳細な地域名や地域の統計情報等は記載しないでください。
地域名の記載が必要な場合はアルファベット表記（A 地区、B 地区）にしてください。

令和5年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 09

あんしんすこやかセンター名： 御影北部あんしんすこやかセンター

運営管理者名： 伊賀 浩樹

令和5年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

(1) 職員体制について

社会福祉士・保健師等・主任ケアマネジャー・地域支え合い推進員それぞれが「地域包括ケア」を実現するために、専門に係る業務のみを担当するのではなく、「チームアプローチ」を行う体制を構築する。

そのために、毎日のミーティングや全職員が出席する月1回の職員会議・ケースカンファレンス・事例検討会を開催して、それぞれの会議で職員間の情報共有を図り、タイムリーな対応ができるようにする。特に困難事例については、その都度4職種で連携し、検討していく。

(2) 営業時間について

営業時間 9時～17時30分（日曜及び12月31日～1月3日は休み）

営業時間内に緊急対応等で訪問等外出する場合は、同一施設内職員との連携協力により対応する。

また営業時間外の夜間・休日等24時間の連絡体制は、同一施設内の管理宿直者等が連絡を受け、必要時にセンター職員が電話対応をする緊急連絡体制を整える。

(3) 個人情報の保護について

センター及び法人の個人情報保護規定（取り扱い規定）に基づき、個人情報の漏れがないように、個人ファイルの保管を徹底する。さらに、関係機関への情報提供の同意の確認は確実にする。個人情報取り扱いについては、センター内で個人情報等の取り扱い事務チェック表等に基づき、職員会議等で定期的に確認していく。

(4) ケース記録の管理

センター内で情報が共有できるようにする。特に、緊急時、迅速に対応できるように整理・保管を徹底する。

(5) センターの広報

地域住民、民生児童委員、関係機関等に対し、あんしんすこやかセンターの所在・役割等を広報・啓発を行う。

(6) 苦情対応

苦情対応マニュアルに基づき、利用者及び家族等からの苦情には迅速かつ適切に対応し、苦情を受け付けた場合は内容等を記録する。そして、神戸市に報告するとともに、職員間で情報共有をはかるために、職員会議等で再度報告する。

2. 職員の配置について

社会福祉士	1名
主任ケアマネジャー	1名
看護師	1名
地域支え合い推進員（認知症地域支援推進員 兼務）	1名
介護予防支援担当ケアマネジャー	2名

3. 総合相談支援業務について

地域の高齢者が、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行う。

昨今における問題（コロナ禍、8050問題、引きこもり支援、防災福祉など）の相談にも、関係機関と連携しながら対応していく。

(1) 地域におけるネットワーク構築

地域の社会資源の最新の情報を整理し、住民から照会があった時には、紹介できるようにする。また、ネットワーク構築のために、関係機関への働きかけをする。

既存の防災福祉ネットワーク（〇の会）、認知症サポートネットワークのほか、新しいネットワークの後方支援をしていく。

(2) 地域の実態把握について

地域活動への積極的な参加や訪問により、地域の情報収集をする。そして、必要に応じて当事者・家族への電話や訪問を行なう。

(3) 総合相談としての機能について

・地域住民にあんしんすこやかセンターの役割を認識していただくために、東灘区や区社会福祉協議会とも連携して、神戸市作成のパンフレットや広報誌等で啓発していく。

・相談があった場合は、適切なアセスメントを実施して実態把握をし、相談者の自己決定を尊重しつつ、相談内容に即したサービス・制度に関する情報提供や関係機関の紹介やフォローをする。

4. 権利擁護業務について

困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活が行うことができるよう、専門的・継続的な視点から等の支援を行う。

(1) 消費者被害の防止

消費者被害を防止するために、警察及び消費者生活センター等と連携し、必要な情報を提供していく。また、相談や被害にあった場合は、クーリング・オフ制度を有効に活用できるようにし、迅速に神戸市に報告する。

詐欺被害など未然に防ぐことができるよう啓発を心掛けていく。

(2) 成年後見制度利用の活用等

センター職員の理解を深め、神戸市成年後見センター及びこうべ安心サポートセンター等と連携し、権利侵害や財産管理についての相談や援助を実施していく。

認知症、精神障害者等の財産管理・契約等の手続きを支援・保護するための成年後見制度

の相談や活用できるように援助を実施していく。

(3) 虐待への対応

高齢者の虐待防止や早期発見のために、東灘区虐待防止パンフレットを配布するなどし、虐待事例のケア会議を実施するなど、介護サービス事業者等関係機関の意識を高める。

高齢者の虐待の通報があった場合は、職員間での検討をした上で、神戸市虐待対応のマニュアルに従い、すみやかにあんしんすこやか係に報告し、コア会議の開催等で情報共有を図り対応する。また、事例検討会にて現在の虐待事例の現状と課題・方針を職員間で討議し共有を図り対応していく。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医、介護支援専門員との多職種協働と、地域の関係機関との連携により、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための後方支援をする。

(1) 包括的・継続的なケアマネジメントの体制構築

地域ケア会議の目的に沿って、御影北部地区の地域包括ケアを推進していくためにも、随時、地域ケア会議を開催し、個別課題や地域課題の情報を共有し課題解決方法などを検討していく。その際には、介護と医療等と多職種協働ができるように、東灘区医師会や歯科医師会、薬剤師会等に協力を働きかける。

また圏域内のケアマネジャー情報交換会を随時開催する。

地域ケア会議や情報交換会などについては、感染予防に配慮し、場合によってはオンラインなどで開催していく。

(2) 介護支援専門員の個別支援

- ・ 御影北部地区の介護支援専門員の個別相談には随時対応する。特に支援困難事例については、随時会議を開催するなど、ケアマネジメント支援をする。
- ・ 東灘区及び東灘区内のあんしんすこやかセンターやケアマネジャー連絡会等と連携して、定期的に連絡会や研修を企画し、参加を促していく。

(3) 困難事例への対応

- ・ 認知症や虐待等の困難事例に関して、ケアマネジャー等の担当者と随時カンファレンスを実施し、情報の共有を図り、適切に対応する。

(4) 災害時等緊急時の対応

- ・ 要支援等高齢者への災害時等緊急時の支援について、迅速に対応できるよう担当者会議で確認し、ケアプランに緊急連絡先や避難場所などを記載しておく。また、緊急時にはすみやかに神戸市と連絡調整して、必要な対応ができるよう、関係機関とも連絡するなど日頃から準備しておく。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

生活上さまざまな課題を抱える高齢者に対して適切な支援を行なうことにより、要支援・要介護状態の予防をし、高齢者の自立した生活の支援を行なう。

対象者： 要支援（1.2）・事業対象者（※神戸市介護予防・日常生活支援総合事業）

対象者数： 240 名程度

(1) 介護予防ケアマネジメント

- ・ 初期面接
 - ・ 課題分析
生活機能のリスク、医学的視点、生活環境、健康状態、本人や家族の希望など包括的なアセスメントを実施。
 - ・ 介護予防プランの作成
利用者に対し、理解しやすい言葉でプランを作成し説明するとともに、介護予防のための目標の共有に努める。
 - ・ サービス担当者会議
情報提供してくれた関係機関に情報の還元、連携も行なう。
 - ・ モニタリング・サービス提供後の再アセスメント及び評価
事業実施状況、目標達成、事業の適切性、新たな介護予防ニーズの有無について、的確にモニタリングを実施していく。その際、個人のニーズにとどまらず、地域のニーズは何かを視点に評価分析をしていく。
- (2) 要支援者・事業対象者の情報を積極的に把握し、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務を実施していく。
- (3) 委託事業者への適正な介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務について助言していく。
- (4) 認知症および認知症予防について情報を提供し、啓発していく。
- (5) 閉じこもりについては、自治会・民生児童委員等関係者と常に連携をして、個々の利用者に対応していく。
- (6) 介護認定・事業対象者非該当となった高齢者について、連絡をして、適切なフォローアップを行なう。

7. 地域支え合い活動推進事業について

見守りをはじめとした生活支援と介護予防の基盤整備の推進を図るとともに、地域住民同士での支え合い活動ができるコミュニティづくりを支援する。

コロナ禍等で、見守りが難しくなったり、集いの場が中止や延期になるなどの課題に対しは、地域関係者等と相談を重ね対応していく。

8. 認知症に関する取り組みについて

「神戸市認知症のひとにやさしいまちづくり条例」に基づく施策に沿って業務を行う。

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症の容態に応じた必要な医療・介護等が受けられるよう、認知症の人や家族等への相談支援を行う。

そのため、認知症疾患医療センターを含む医療機関や、認知症初期集中支援チームとの連携、また介護サービス事業所や地域の支援者との連携体制を構築し、認知症カフェ等の開催支援や認知症ケアパス(状態に応じた適切な医療や介護サービス等の提供の流れ)の普及啓発に努める。

認知症の方が安心して暮らせる地域づくりのため、ネットワーク会議等を開催し意見交換や課題討議を実施する。また、認知症カフェの運営協力と支援を行う。

声かけ訓練や認知症についての学習会等の開催を企画・実施することにより、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに取り組む。

コロナ禍以降、中止が続いている活動については、関係者と相談を重ね、安全な取り組みなどを提案、工夫した開催を実施していく。

9. 民生委員等地域との連携について

民生児童委員や友愛ボランティア等との連携をはかり、一人暮らし高齢者や要介護状態の住民の情報収集や把握に努める。また、地域住民が主催する行事等に積極的に参加するなど、地域住民との交流と連携を通して、コミュニティづくりを支援する。

10. 医療機関との連携について

日ごろから近隣の医療機関や利用者の主治医と情報交換を図り、随時、必要な医療が受けられるようにする。神戸市版「入退院連携シート」を用いるなどし、入退院時における医療・介護を切れ目なく円滑になされるよう努めていく。

11. その他関係機関との連携について

地域連携を進めるために、サービス事業者等の機関だけでなく、自治会、婦人会、老人会等住民自治組織を始め、警察や消防署等との公的な機関とも連携を深め、必要な課題が解決できるように、情報を共有していく。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

(1) 公正・中立性の確保のために、以下のことを遵守することとする。

- ・ センター事業の人員・設備及び運営に関する基準の遵守
- ・ 利用者・事業者への適切な情報の提供
- ・ 適切な情報提供に基づく、利用者の意思決定の尊重
- ・ 適正な介護予防ケアマネジメントが実施できるための人員確保
- ・ 公平・公正な介護予防ケアマネジメント機会の提供
- ・ 公平・公正な介護予防ケアマネジメントの支援

(2) 公正・中立性を確保するために、次の事項はしないこととする。

- ・ 要支援・要介護認定申請代行の勧誘禁止（利用者申込者の意思が前提）
- ・ 介護予防プラン作成の予約禁止（利用者申込者からの依頼が前提）
- ・ 特定の介護予防・介護サービス事業者に対するサービス利用の予約禁止
（サービス利用はケアプラン作成が前提）
- ・ センター業務以外の広告・営業活動の禁止
- ・ センター業務以外の行政に関する類似行為の禁止
- ・ センターが作成する介護予防ケアプランの作成において、正当な理由がなく、特定の事業者が提供するサービスに偏りが無いこと。
- ・ センターの作成する介護予防ケアプラン作成過程において、特定の事業者の提供するサービスの利用を不当に誘引しないこと。

1 3. その他の主たる事業について

(1) あんしんすこやかセンターの広報・啓発について

地域行事などに参加し、センターの広報啓発を実施していく。またセンターや地域行事に関するチラシを発行し、地域住民への広報・啓発につとめる。

年に3～4回程度地域福祉センターにおいて、相談会を開催する。

(2) 災害時における、要援護者への支援のためのネットワーク作り

サービス事業者や地域の関係団体と連携し、災害時における要介護者の支援のためのネットワーク作りを進める。防災福祉活動のネットワークである「〇の会」とも連携していく。

(3) 介護リフレッシュ教室の開催について

認知症介護家族等、要介護高齢者を介護している家族を支援する介護リフレッシュ教室を計画的に開催する。介護をしている家族の悩みや不安の解消となるような情報交換や交流会を企画する。

広報については、参加された方には再度案内を送付するとともに、圏域内のケアマネジャー等を通して必要な方々に情報が行き渡るように、広報啓発を行う。

(4) 職員資質の向上への取り組み

- ・ 業務の管理体制を適宜見直し、複数で互いに業務が適正であるかどうかチェックできるようにする。また組織的に管理者への報告・稟議がなされるよう徹底する。
- ・ チームアプローチを実施していくために職員間及び職種間の連携を第一にしていく。
- ・ 相談援助力を高めるために、事例検討会等にて、支援困難事例等を検討していく。
- ・ 必要な研修会に参加するなど、多機関からの情報収集を図る。

(5) 地域での具体的な取組について

(A 地区)

- ・ 地域の高齢者やご家族などが地域で安心して暮らし続けられるように、地域ケア会議を開催し、情報交換、課題の共有をする。災害や防災福祉についての課題を、地域関係者で共有しネットワークの構築を目指していく。
- ・ 防災福祉活動のネットワークである「〇〇の会」とも連携していく。
コロナ禍以降、会が中断しているが、今後も継続できるように地域会議への参加を提案していく。
- ・ 認知症サポートネットワークである「〇〇ネットワーク会議」の活動支援を継続する。認知症カフェ「〇〇喫茶」の運営の支援を行う。
地域ケア会議などを開催し、感染症に留意した「〇〇喫茶」の運営支援を行っていく。
- ・ 行事や会議などは、感染症対策に留意し工夫した形（オンラインや書面形式など）で開催していく。その中で、集いの場の企画などを提案していく。
- ・ チャレンジサポーター主催の介護予防教室「〇〇クラブ」の後方支援を行う。
- ・ 「〇〇レター」等今後も地域向けのセンターからの広報紙を作成し、配布する。
- ・ 「〇〇ウォークラリー」など神戸老人ホームの地域貢献活動に協力し、地域の介護予防、フレイル予防対策を行っていく。
- ・ 〇〇プラザに参加するなどして、自治会等地域の機関との関係を構築し、地域課題について、関係機関と一緒に解決できるように話し合っていく。
- ・ 地域で開催される夏祭り等に参加して、協力支援体制を構築する。

(B 地区)

- ・ 地域福祉センターにおいて、相談会等、年に3～4回程度開催する。
- ・ 毎回相談内容のテーマを変え、そのテーマに特化した専門家を中心にした相談会とする。
- ・ 自治会館において、出張相談会「高齢者〇〇相談」（個別・事前予約制）を、月に2回開催する。
- ・ 認知症サポーター養成講座を、自治会館で開催する。〇〇駅周辺の店舗や事業所に声掛けし、サポーター養成講座を行いステッカーを配布する。
- ・ 地域福祉センターで行っている介護予防教室「〇〇体操」「元気体操〇〇」「歌声〇〇」などの後方支援を継続する。これまで発行していた「〇〇レター」なども発行し、介護予防など高齢者にとって必要な情報を提供していく。
- ・ リフレッシュ教室やフレイル予防教室を企画、開催するなどし、地域踏査を継続していく。
- ・ 個別課題（認知症の課題など）について、地域の関係者とともに地域ケア会議等を企画開催していく。
- ・ 行事や会議などは、感染症対策に留意し工夫した形（オンラインや書面形式など）で開催していく。
- ・ 〇〇地区にて行われている「喫茶〇〇」「〇〇ふれあい喫茶」「〇〇フレンズ」「〇喫茶〇」「うたごえ〇〇」「〇〇会」「〇〇カフェ」など、喫茶や給食会等の地域行事への参加、福祉ボランティアグループ、ふれあいのまちづくり協議会の行事協力等後方支援を行っていく。
- ・ 〇〇会に参加するなどして、自治会等地域の機関との関係を構築し、地域課題について、関係機関と一緒に解決できるように話し合っていく。
- ・ 地域で開催される夏祭り等に参加して、協力支援体制を構築する。

令和5年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 10

あんしんすこやかセンター名：御影南部あんしんすこやかセンター

運営管理者名： 神谷良子

令和5年度あんしんすこやかセンター事業においては、アフターコロナ時期と捉え、職員が健康で業務に取り組めるよう、必要な感染対策等を継続します。また、多くの地域行事の再開等に伴い、それらが多様なニーズの早期発見機能として有効なものとなるよう、地域の声を丁寧に聞きとり、必要性に応じて行政や関係機関とも連携し、地域ケア会議などを通じて地域住民が安心して暮らせるように、地域共生社会を目指して以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

法人の全面的な協力を得ながら、地域包括ケアシステムの充実をめざし、高齢者が住みなれた地域の中で尊厳を保ち安心してその人らしい生活が継続できるよう、地域支援事業、神戸市介護予防・日常生活総合事業を行う。そのために、

- ① 利用者の意思や人格を尊重し、利用者の立場に立って特定の種類やサービス事業者に不当に偏ることなく公正中立に行うことを旨とする。
- ② 苦情に対しても適切に対応し、内容に応じて速やかに行政報告などの対応を行う。
- ③ 個人情報の保護、介護保険法、労働基準法など関係法令順守に関しては担当者が定期的に確認を行う。
- ④ 地域に開かれた公的な総合相談窓口として定められた専門職を配置し、常に相談を承れるよう万全の体制で臨む。
- ⑤ 休日夜間においては、センターの携帯電話にて24時間の相談受付を行う。緊急時には担当者から運営管理者に連絡を入れ、指示命令に従って速やかな対応が取れる体制をおく。
- ⑥ 災害発生時を想定した避難訓練などを実施し、非常時の際には職員の安全を確保し、行政の指示を仰いで迅速な地域支援を行う。
- ⑦ 各職員が仕事と介護や育児など、家庭との両立が無理なくできるよう十分に協力体制を整え、法人の各種休暇も取りやすくするとともに、効率的な業務体制を実施する。
- ⑧ 新型コロナウイルス感染症が完全収束に至っていない状況を鑑み、事業継続と職員の健康のために、センター内外において相談者や職員の感染リスクを減少する取り組みを継続して行う。
- ⑨ 法人と共同で実施する各委員会（ハラスメント対策委員会、災害対応委員会、感染症防止委員会、虐待防止・身体拘束適正化委員会）の実施やBCPを作成し、センターとしての必要な行動を検討し実行していく。

2. 職員の配置について

資格・経験・適性等を十分に考慮した上で、国で規定された「保健師等」「主任ケアマネジャー」「社会福祉士」「地域支え合い推進員」を常勤専従にて配置し、これら4職種が協働でチームアプローチにあたる。そのために、

- ① 各職種が各々の専門性を活かしつつ、地域包括支援センターの業務全体を十分に理解し、相互に連携しながら、チームとして業務を実施できるよう情報の共有を十分に行う。
- ② それぞれの専門性の向上を図るため、職員に積極的に研修参加する機会を設ける。
- ③ 指定介護予防支援事業者としては、上記4職種の職員による兼務体制を取るとともに、予防業務を中心に行う介護支援専門員を必要数配置して、予防給付ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントに必要な要員の確保を行う。
- ④ 各職員の業務量などを常時把握して、センター業務が担える有資格者の加配職員を配置する。
- ⑤ 「認知症地域支援推進員」は地域支え合い推進員が兼務し、認知症に関する相談業務を強化する。

3. 総合相談支援業務について

コロナ禍においては、発見機能を有していた地域行事の自粛があったが、徐々に再開している。しかし、参加に躊躇する人や孤立化傾向の人も見られる。それらを補完できるように多様な方法で情報収集や繋がりができる取り組みに注力する。また、地域の高齢者及びその家族が、住み慣れた地域で尊厳を保ち、安心してその人らしい生活を継続していくために、個人に応じてどのような支援が必要かを把握し、適切なサービスや機関または制度の利用につなげる等の支援を行う。そのために、

- ① 地域住民が早めに気軽に相談できることを目的に、感染状況に応じて地域の集まりや学校（高校、中学校のPTA）などを対象にセンターの周知を行う。特に今年度は、圏域内の高校と協働し、2年生の全クラスに対して、家庭科授業の中で地域包括ケアや地域で暮らす認知症の方々に対する理解に関する周知を行う。
- ② センターのみならず、孤立化の傾向が高い地域について、地域との繋がりを保つことを目的として、地域住民が身近な場所で気軽に相談が出来るよう、郵便局や店舗、薬局、医療機関等に働きかけてセンターの周知等の広報を行う。
- ③ 地域の関係機関やネットワークの活用・個別訪問・家族・近隣住人等からの情報収集、センターへの来所相談等により、高齢者や家族の心身や生活状況について実態把握を行い、適切に相談対応を行う。
- ④ 地域からの様々な相談を受けて的確な状況把握を行い、サービスや制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行う。
- ⑤ 自殺念慮や精神疾患、経済困窮、家族問題、ひきこもりやヤングケアラーなど専門的対応が必要な場合には、緊急性の判断を行い、必要に応じて区保健福祉課や専門機関と連携し、個別の支援計画により初期段階から専門的継続的対応をする。
- ⑥ 地域の様々な機関や団体を把握し、ネットワークの構築を図るだけでなく、地域に必要な社会資源がない場合は、その開発に取り組む。地域に出向き顔の見える関係作りに努める。
- ⑦ 認知症関連の相談が増加しており、相談内容から課題抽出、地域ケア会議での検討、専門機関を含めた多職種でのアプローチ等により適切な支援を行う。

- ⑧ 広い年代の地域住民にセンターの存在を周知することで、早期からの介護予防や介護者の負担軽減を図るため、自治会に協力を依頼し掲示板へセンターチラシを掲示する。特に今年度は65才未満の世代に向けて、学校関係や児童館、病院や薬局、スポーツクラブなどにも案内チラシの掲示等を依頼するなど周知に力を入れる。
- ⑨ 「協力事業者による高齢者見守り事業」として宅配業者や新聞店など多様な事業者からの連絡をいただく機会が増えてきた。民間事業者との見守りに関する連携を深め、安否確認や見守りが必要な高齢者を早期に発見し、地域の見守りにつなげていく。

4. 権利擁護業務について

センター職員は「権利擁護」の視点に基づいて関わることの重要性を認識し、権利擁護を目的とするサービスや仕組みを活用して、認知症や精神障害なども含め、地域の高齢者及びその家族の尊厳ある生活の維持を図っていく。そのために、

- ① 成年後見制度利用のための申立て手続きへの支援や、成年後見制度を幅広く普及させるための広報活動。
- ② 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、虐待等の事例を把握した場合、速やかに適切な対応をとる。具体的には『高齢者虐待の対応の手引き』に沿って行政との連携により、早期発見・相談・通報・届出・情報収集・コアメンバー会議の参加・ケース検討会議・モニタリングなどの対応を行う。
- ③ ケアマネジャーや関係機関に対して、虐待の早期発見・早期対応に関する研修会を実施する。
- ④ 虐待などで措置入所が必要と判断された場合に、市区町村に老人福祉施設等への措置入所を求める。
- ⑥ 高齢者虐待の防止について、パンフレット等を活用して市民への啓発を行う。
- ⑦ 処遇困難事例に対し、ケアマネジャーも含めて専門職種が相互に連携し、センター全体として支援を行う。
- ⑧ 消費者被害の防止に向けて、高齢者だけでなく地域住民や事業者等にも積極的に情報提供し、消費者被害に対する意識の向上を図る。消費者被害の相談を受けた際には区や市に迅速に報告し、圏域内の市民及び関係者に情報提供を行うなど注意喚起・啓発を行う。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域包括ケア体制の構築に向けて、多職種連携による、施設・在宅・入院入所などを通じた、地域における包括的・継続的なケアマネジメント支援を行う。

- ① 多職種連携の視点を重視し、地域の介護支援専門員と、医療機関をはじめ関係機関、サービス事業者や地域の介護保険外サービス機関との連携を支援し、協力体制を整備する。
- ② 介護支援専門員はじめ関係機関に、適時必要な情報発信を行う。
- ③ 圏域内の介護支援専門員同士のネットワーク会議（えがおの会）を定期開催し、情報共有や顔の見える関係作りに努め、地域の中で良質なケアマネジメントが行える支援を行う。
- ④ 支援困難ケース等については課題の複雑化や多様化がみられ、介護支援専門員やセンター職員のスキルだけでは対応が困難な場合もある。行政や、他の専門機関とも連携して相談助言

- を行うとともに、事例検討会や研修会等を実施するなど、地域の介護支援専門員の資質の向上を図る支援を行う。
- ⑤ 地域特性を把握するために地域診断を実施し、地域の強みや弱みを抽出し、住民ニーズおよび地域課題の把握につなげる。
 - ⑥ 地域課題の解決を目的に、圏域内での地域ケア会議を開催する。介護支援専門員から提出された事例等をもとに、個別課題の集積から地域課題を抽出し、地域資源の開発など解決に向けた取り組みを実施する。
 - ⑦ 災害時を想定し、指定されている避難所で、ネットワーク構築を目的とした地域ケア会議を開催する。参加者は、行政や消防署、サービス事業所、医療関係、防災コミュニティー、自治会やNPO、地域の商店などを想定し、実際の避難所の構造や必要物品、備品や収納場所なども確認し、日頃の備えや具体的な避難方法について話し合う。
 - ⑧ 地域の関係機関として、銀行や警察などから、気になる高齢者の情報を頂く機会が増えてきた。特に4月には関係機関の人事異動などで担当者の変更等もあり、連携が途絶えてしまわないように対応し、今後も連絡には迅速に対応していくようにする。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

コロナ禍において課題となった、フレイルや認知機能の低下の予防に重点を置いた取り組みを行う。

予防給付に関するケアマネジメント業務および地域支援事業における介護予防事業において、高齢者が自ら出来ることは出来る限り本人が行うことを基本としつつ、さらに健康寿命を延ばすことを目的に、高齢者自身の主体的な活動と参加意欲を高めることを目指した支援を行う。介護予防・日常生活支援事業が円滑に進むためにセンター内の体制を整備する。そのために、

- ① 地域における介護保険外の様々な社会資源（老人クラブ、ボランティア活動、地域における健康づくりや交流促進のための活動等）を活用し、非該当者から要支援者に至るまでの連続的で一貫性のあるケアマネジメントを目指す。
- ② 要支援認定を受けた高齢者および事業対象者を対象として、必要に応じ生活行為について具体的な目標を設定した支援計画を作成するとともに、介護予防に資するサービスの提供を確保し、その効果を評価して計画の見直しを行う。またそれ以外の支援の必要性が高い高齢者等の把握に関しても、相談や関係機関との連携を通して行う。
- ③ 国道43号線を挟み南のエリアでは、道路の横断が難しくなってきた高齢者もあり、閉じこもり傾向が課題となっていた。B大学リハビリテーション学科の3回生と共同して、地域住民みんなで取り組める介護予防体操を年4回実施し、後方支援を行う。介護予防の普及啓発にも努める。
- ④ 自治会が主体となり実施していた、A地域での「介護予防体操」は、コロナで参加人数が減少したため、再度活性化について話し合う。区主催の「チャレンジ KOBE 健幸プログラム」の周知等を通し、参加者の掘り起こしを行い、つどい場支援を行う。
- ⑤ 「3人寄れば介護予防のススメ講座」は引き続き自治会に働きかけ、若い世代への参加を呼びかける。
- ⑥ 老人会が主体となり実施している、C地区の自治会館の「歌♪を一緒に」が再開できるようコロナの感染状況を見ながら側面支援を行う。
- ⑦ 居宅介護支援事業所に予防給付・介護予防ケアマネジメントに係る業務を一部委託した場合において、その支援計画原案を確認し、センターが最終責任を負う。

- ⑧ 居宅介護支援事業所の行う介護給付のケアマネジメントと介護予防マネジメント相互の連携を図る。
- ⑨ 圏域内の高層マンションからの相談件数も増加し、閉じこもりやフレイル傾向の方も見られるが一方で友愛訪問や見守りの難しさも課題となっている。昨年はマンション側にセンターの周知等行い地域ケア会議を行うことで、相互に良好な関係づくりが可能となった。今年度は、まずは、世代を超えたお茶会などのつどい場づくりの側面支援を行い、「集まり、しゃべり、繋がる」ことで住民同士の交流や「顔の見える関係づくり」を目指す。

7. 地域支え合い活動推進事業について

これまでの地域見守り推進事業において培った地域との信頼関係を土台として、行政や地域と協働しながら、センター圏域の特性を尊重した地域住民同士の支え合い活動を支援する。また、2層目のコーディネーターとしての役割を意識し、圏域内の情報収集と整理、及び圏域を超えた区内のネットワークのなかで情報共有を行い、地域性を活かした住民主体型の支え合いのコミュニティづくりを目指す。そのために

- ① 地域支え合い活動の推進に関する業務を行う。
- ② 認知症地域支援推進員を兼務する。
- ③ 生活支援・介護予防の基盤整備に関する業務を行う。
- ④ 地域見守り活動の推進に関する業務を行う。
- ⑤ 圏域内の地域ケア会議における協議体の役割を担う。
- ⑥ ひとりぐらし高齢者等実態調査に関する業務を行う。
- ⑦ 地域支え合い関係者連絡会等に関する業務を行う。
- ⑧ ふれあいのまちづくり協議会の出席をはじめ活動団体および事業者等との連携を行う。
 - ・地域にある老人会の会長と意見交換の場を持ち、老人会の課題や今後の方向性などについて話し合いを継続する。
 - ・ふれあいまちづくり協議会については自治会・教育機関が参加されることから早期発見等の連携を伝えている。特に教育機関に対して、家庭内でヤングケアラーの役割を子供たちが担わされている実態の把握など連携の強化を継続して伝える。
- ⑨ 報告書等の提出および業務に必要な会議、研修会への参加。

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症に関する相談が増加している。多方面からの情報収集や、地域の理解を深め認知症になっても住み続けられる地域づくりを目指す。そのために

- ① 認知症になっても安心出来る地域を目指し、地域住民の見守りや、認知症サポーター養成などを通して、警察、郵便局、コンビニや商店街をはじめ地域の関係機関との連携を深める。特に子育て世代や学生など若い世代（圏域内の高校等）への啓蒙活動に注力する。
- ② 認知症地域支援推進員等を中心に、住民主体で行われている「認知症予防と支え合いのまちづくり運動」の活動を側面的に支援する。
- ③ 認知症疾患医療センターや認知症サポート医、オレンジチーム等との連携を持ち、地域住

民からの相談があった場合にも適切な情報提供が出来るようにする。

介護リフレッシュ教室などを通じて、家族が語り合い、共感や分かち合いの時間を持つことで、介護者が心理的にも負担が軽減できるようにサポートを行う。

- ④ 認知症初期集中支援事業や神戸市高齢者安心登録事業、神戸モデルの普及啓発や手続等を引き続き行い、早期対応に務める。
- ⑤ 認知症の相談事例から必要に応じて、個別課題から地域課題の抽出を行い、地域ケア会議で課題解決に向けた検討を行う。

9. 民生委員等地域との連携について

民生委員をはじめとする地域との連携は、地域におけるネットワークづくりや実態把握、虐待事例や認知症の早期発見等において欠くべからざるものであるという認識のもと、地域住民の主体的な取り組みを尊重しつつ、さらなる連携の強化を図っていく。そのために、

- ① これまで培ってきた民生委員や地域組織からの信頼を覆すことのないよう、相談を受けた事例に対しては速やかに対応し、途中経過も含め顛末について確実に報告を行う。
- ② 民生委員とはスムーズな連携を目的とした担当地域のヒアリング等を実施し、見守り活動が円滑に行えるように支援を行う。また、今年度は一斉改選後の年度にあたるため、新任の方については、気軽に相談ができ、助言を行うなどフォローアップに努める。
- ③ ふれあいのまちづくり協議会や地域行事に対して積極的に参加し、可能な限り協力をする。
- ④ 自治会などの互助活動から出てきた課題を把握し、一緒に取り組みを実施する。
- ⑤ 地域住民が閉じこもることなく、自主的に仲間作りが出来る「場」作りを支援する。
- ⑥ 保健・福祉・医療のサービスや制度についての勉強会などを企画運営する。
- ⑦ センターの役割や機能等について、広報誌等の媒体により情報発信を行う。
- ⑧ 地域支え合い連絡会など民生委員との定期的な連絡会を開催する。また、毎月の定例会では、開始前から参加し情報交換を行う。
- ⑨ 「熱中症」など、自宅内で起こりやすい高齢者の事故について予防啓発を行う。
- ⑩ 災害時における要援護者支援について、行政はじめ地域の関係機関と連携を持つ。
- ⑪ 独居、高齢世帯等だけでなく、同居家族で気になる方があれば連絡をもらうようにする。民生委員には地域住民が見守りの自助（見守られる人が自ら発信できるなど）を高められるよう情報共有を行い方策の検討を行う。

10. 医療機関との連携について

高齢者が安心して地域で暮らし続けていくためには、保健・医療・福祉サービスが一貫して提供されることが必要あり、特に在宅と病院・施設の間を行き来する高齢者のためには、これらの間での連携が重要となる。そのために、

- ① 地域の医療機関や医師などを適時訪問し、カンファレンスの実施、研修会への積極的な参加等により、出来るだけ顔を合わせる機会を持つようにし、互いに「顔の見える関係」を構築する。
- ② 医療機関との情報交換や共有が限られた時間の中で出来るだけスムーズに行えることを目的に、チームとして相互理解を深められるような研修会等を開催する。
- ③ 認知症の相談があった場合は、専門医療機関や神戸市認知症初期集中支援チーム、神戸市認

知症疾患医療センターなどの情報提供や連携を行う。

- ④ 医師だけでなく、歯科医師や薬剤師、看護師、MSW、PT・OT等とも積極的に情報交換・情報共有の機会を持つようにする。また、研修会や事例検討会を開催し、医療連携の促進をはかる。
- ⑤ 区内多職種連携の会議等へ積極的に参加して、医療や介護の多職種の専門職との勉強会や連携の機会を確保する。ここで得られたネットワークを地域包括ケアに活用し、地域住民の安心した暮らしに寄与する。
- ⑥ 「医療と介護のサポートセンター」と連携し、医療や介護ニーズを持った住民に対して、適切に応えられるよう多職種連携に努める。

1 1. その他関係機関との連携について

警察、その他関係機関からの高齢者に関する相談については、互いに連携を持ち対応する。また、悪質商法や振り込め詐欺、防犯に関しても、関係機関と協力して速やかに対応する。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

センター職員は、あんしんすこやかセンターが公的な相談機関であり、その運営については地域包括支援センター運営協議会の関与に基づいて行われるものであることを十分に認識して、公正・中立を確保するため、以下の措置を講じる。

- ① 利用者の福利を最優先し、公的相談機関として全職員が倫理観に基づいた行動をとる。
- ② 運営協議会の評価を適時受ける。
- ③ 介護予防プランについては、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏ることはしない。支援開始に当たり、複数のサービス事業所の紹介を行うとともにサービスを位置付けた理由なども説明を行う。
- ④ 利用者が要介護状態となった場合には、神戸市地域包括支援センター運営協議会の審議決定事項に基づき、利用者の意思と利益を尊重し、指定居宅介護支援事所の選択ができるよう、一覧表を提示して書面による確認を行う。

令和5年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 11

あんしんすこやかセンター名：六甲アイランドあんしんすこやかセンター

運営管理者名：大庭 己勝

令和5年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

地域における保健福祉の拠点として、常に公正中立な運営をし、専門職が相互に連携し適切な支援が行えるように体制を維持します。神戸市あんしんすこやかセンター運営方針、あんしんすこやかセンタービジョンを理解したうえで業務を行います。

(1) 営業日及び営業時間

営業日 月～土曜日

営業時間 9時～18時

※夜間・休日等の24時間の相談は、転送電話にて受付します

(2) 個人情報の保護

神戸市の個人情報等の取り扱い事務チェック表に基づき、7月と1月に業務内容の確認をし、個人情報が漏れないようにします。個人情報を持ち出す場合は、昨年度に引き続き持ち出し管理簿へ記載し、管理します。

(3) チームアプローチ

朝礼での情報共有、週1回以上4職種でミーティングを行い、相互に連携、協働しながら、チームとして実施できる体制を維持します。

(4) 資質の向上

昨年度は、外部の研修を8名が累計14回受講し、支援困難ケース対応力や相談援助技術などの研修内容をセンター内で共有しました。今年度も職員のスキルアップをバックアップし、研修の成果を業務に活かせるようにします。

(5) ケース記録の管理

緊急時に組織として迅速かつ適切に対応できるよう必要な情報を記録し、個別ファイルを書庫で管理します。

(6) 苦情対応

苦情対応マニュアルに基づき、利用者及び家族等からの苦情には、迅速かつ適切に対応します。苦情を受付した内容については、記録をし、必要に応じて行政に報告します。

(7) センターの広報

令和3年10月にスタートしたウオーキングスタンプラリーを住民団体と協力して運営しており、景品引き渡し場所をあんしんすこやかセンターにすることで、元気なときからセンターを知っていただくことができおり、多い月には約100名がセンターに来られました。スタンプラリー参加者100名にアンケートを行い、六甲アイランド内で好きな場所を調査してマップにしました。参加者がおすすめする場所へ出かける意欲につながり、スタンプラリー押印場所の追加にもつながりました。

今年度も、あんしんすこやかセンター便りを毎月発行し、医療機関、民生委員、マンション掲示板、地域福祉センター等へ配布し、センターの役割や所在の広報を継続します。

昨年度、220世帯で高齢化が進むマンション街区から要望があり、あんしんすこやかセンター職員が出前講座で寸劇を取り入れて役割などを周知しました。前期高齢者の参加者も多く、わかりやすかったと好評であったため、今年度は6月に高齢化率の高い400世帯のマンション街区で出前講座を開催し、あんしんすこやかセンターの広報活動を積極的に行ってまいります。

2. 職員の配置について

予防専任プランナーは、令和5年4月に常勤換算3.4名となりました。予防ケースはプランナーが主に担当していけるよう今後も積極的に採用していく予定です。シルバーハウジングにおける見守り推進員は定時職員を今年度も引き続き配置いたします。

3. 総合相談支援業務について

令和4年度は、総合相談受付数累計619件、月平均51件の相談がありました。相談内容は、要介護認定申請に関する相談が一番多く、6月と10月には突出して申請件数が増えました。相談受付後、適切なサービスにつながっていないケースや要支援・要介護認定を受けてもサービスを利用していないケースなど気になるケースについて電話連絡や個別訪問し、介護予防や支援が必要なケースの把握に努めました。今年度も引き続き実態把握に努めます。また、8050問題や障害者支援が必要なケースも増加しており、迅速な対応ができるよう障害支援センターや各関係機関との連携にも努めてまいります。

4. 権利擁護業務について

昨年度は、高齢者が地域で尊厳ある生活と人生を維持することができるよう、成年後見制度、虐待防止の啓発、消費者被害防止の情報を年12回発行するあんしんすこやかセンター便りに掲載し広報しました。今年度もあんしんすこやかセンター便りに掲載し広報してまいります。

困難事例や虐待ケースには、組織として対応し、ケースカンファレンスで支援の方向性を決め、役割分担をして集中的に支援ができるようにしました。今年度は、センター内で、制度やサービス等の仕組みを理解し、適切に支援ができるようチームでの情報共有を密に行います。また、新たに作成したパンフレットを活用し広報・周知してまいります。

消費者被害に関しましては来所する人が手に取りやすい位置に啓発のチラシを配置し、5月と12月に重点的に配布し広報・周知してまいります。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

介護支援専門員同士のネットワークづくり、問題解決能力を高めあうことを目的に、昨年度は、「地域資源の理解」をテーマに勉強会と交流会を開催しました。地域課題、社会資源についてケアマネジャーと協議し、地域内でも柔軟に対応ができるタクシー会社や配食サービスなどインフォーマルサービスについて共有し、今後の支援につなげることができました。今年度は、障害支援センターとの連携に関するテーマで勉強会を8月頃に企画します。

個別ケースに関する支援については、介護支援専門員から支援困難ケースの相談があれば、医療機関や関係機関と連携できるようカンファレンスを開催するなどの支援を行い、必要に応じて同行訪問を行い対応してまいります。また、ケアマネジメントに活かせる社会資源については、地域の高齢者に案内しやすいような情報としてまとめ、介護支援専門員に提供してまいります。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

【介護予防普及啓発】

圏域内の要支援認定者数は約 380 名、介護保険サービスを利用しているケースは約 280 名です。要介護認定の有効期限が延長され、更新手続きまで状況を確認する機会がないまま 2～3 年経過する方がおられます。昨年度は、介護保険サービス未利用の要支援者や相談受付票から気になるケースを整理し、センターから積極的にアプローチして、早期に支援が必要な人の把握に努めました。今年度も支援につながっていない気になるケースのリストを作成し、見守りとともに介護予防の啓発をしていきます。

ウォーキングプログラムに参加できない高齢者を対象に昨年度は映画会を年 5 回開催し、80 名の参加がありました。その内、ウォーキングプログラムに参加していない高齢者は累計 40 名でした。地域の集い場の再開が見込めるまでは閉じこもりを予防するため、センターで外出のきっかけを作れるように、今年度は地域福祉センターで体操教室を開催します。

また、神戸国際大学リハビリテーション学部理学療法学科と共催で体操教室を年 4 回開催し、介護予防の普及、周知活動を行ってまいります。

【介護予防ケアマネジメント】

要支援 1・2 の方や、生活機能の低下がみられた事業対象者については、その心身の状態に応じて、適切な支援ができるようマイ・ケアプラン(介護予防サービス・支援計画表)の作成を行い、サービス事業者等との連絡調整等を行います。できないことをサービスで補うという補完的なケアマネジメントではなく、生活機能低下の背景・原因を分析し、課題を明確にして達成可能な目標へ向けて取り組めるよう、ケアマネジメントの進め方をケース検討会で振り返り進めてまいります。介護予防ケアマネジメントマニュアルに添った考え方や様式への記録ができるようセンター内で点検いたします。また、介護予防の取り組みが早期に必要な高齢者に対して、一般介護予防事業や短期集中型サービス、地域のラジオ体操マップ配布、ウォーキングプログラム等の案内を行い、介護予防の意欲を高めるアプローチを行います。

7. 地域支え合い活動推進事業について

「みんなで高齢者が暮らしやすいまち」を目指し、あんしんすこやか係、社会福祉協議会等と連携し、地域住民同士で見守り、支え合うことのできる地域づくりの支援をします。

【小地域支え合い連絡会議の運営】

小地域支え合い連絡会を年 3 回以上開催し、民生委員等と見守りに関する情報交換や福祉や生活情報の提供、支援者間のコミュニケーション構築に努めています。

【コミュニティづくり支援】

昨年度は、男性高齢者や歌の会の集い場などの継続支援を行いました。コロナ禍で休止状態にあったつどい場活動グループが徐々に活動を再開させていることから今後の活動方法を検討したいという相談があれば、必要に応じて社会福祉協議会と連携を図り、住民相互で見守り支え合うことのできるコミュニティづくりに資するグループ活動の支援を行ってまいります。

【地域の支え合い活動等への支援】

昨年度は、2017 年に始まった住民同士の助け合い活動「ゴミ出しお手伝い」のサポーター意見交換会に出席し、活動の課題などを話し合う場の必要性を感じ、地域ケア会議を開催しました。ゴミ出しお手伝いの利用は延べ 22 名、サポーターは延べ 28 名になっています。資源ごみだけ

を利用する場合もあり、柔軟に相談できることから、新規の依頼も継続的にある状況です。今年度もゴミ出しサポーターの意見交換会に参加し、新たな課題や問題点がないか把握に努め、長く続くように支援してまいります。

220 世帯高齢化率の高いマンションの管理組合で立ち上がった高齢福祉委員会の会議に毎月出席しています。今年度も住民同士の支え合い活動が継続且つ進展するよう支援を行います。

地域清掃活動や地域の行事などに出席し、地域住民との良好な関係を保てるように努めてまいります。

【地域での見守りが手薄な地域への暫定的な訪問活動】

例年行っていた地域支え合い推進員による見守り補足調査が行われなくなります。民生委員が欠員している地域から重点的にマンション管理事務室などから情報収集を行い、気になる高齢者の実態把握に努めます。地域住民や民生委員から気になる高齢者の相談があった場合には訪問により実態を把握し、センター内で支援方針を決めて対応していきます。

8. 認知症に関する取り組みについて

昨年の相談において、認知症の診断は出ているが、介護保険サービスなどの支援につながらないケースや認知症が疑われるが医療機関につながっていないケースなど認知症に関する相談対応が増加しました。家族だけでなく医療機関や地域住民など多方面からの相談も増加し、地域課題として取り上げ、個別地域ケア会議を開催しました。住民からの意見として、認知症について気軽に相談ができ、認知症に関する理解を深めたいとの意見を頂きました。認知症にやさしい街づくりに向けた取り組みとして、気軽に寄合い、相談ができるオレンジカフェの立ち上げに関する後方支援を行い、7月の地域ケア会議で具体的な話し合いが進められるようにします。

支援につながらないケースについては、適切な支援につながるまではセンターからのアプローチを継続し、実態把握につとめ、センターだけで解決が難しいケースについては、認知症初期集中支援チームと連携し、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるよう支援します。

3年後に目指す高齢者や地域の姿として「住み慣れた街で最期まであんしんすこやかに暮らしていく意識が高まり、認知症について気軽に語り合える地域になる」としています。認知症への正しい理解をすすめるため、9月には、専門医による認知症講演会を計画し、たくさんの住民に参加していただけるよう準備します。毎年実施している認知症サポーター養成講座、認知症高齢者声かけ訓練を10月、11月に計画し、声かけ訓練については、昨年度は、福祉センター等で高齢者と接する機会が多い受付ボランティアを対象に開催しましたが、今年度は、実際にあった事例を用いて、より実践に近い声かけ訓練ができるように企画します。

9. 民生委員等地域との連携について

見守り活動に関する連絡会、民生委員が中心となり活動している給食会や集いの場へ出向き、積極的に地域の高齢者の情報収集に努めます。また、令和4年度から民生委員のメンバーが中心となり、立ち上がっている外出する仕組みスタンプラリー活動のサポートを継続して行います。

10. 医療機関との連携について

日頃から、地域の医療機関や利用者の主治医と情報交換を図り連携に努めております。また、年に3回医療機関向けに「あんしんすこやかセンター便り」を作成して持参し、気になる高齢者への情報提供をしていただくよう依頼しています。

圏域内の医療機関等に所属する看護職のネットワーク会議へ平成 27 年度から参加し、まちの保健室、フレイル予防啓発活動、フレイル普及イベントに協力しています。

1 1. その他関係機関との連携について

地域の防災福祉コミュニティ、民生委員、自治会、婦人会、ふれあいのまちづくり協議会、青少年育成協議会など 13 団体におけるネットワーク会議(事務局会議毎月、定例会議年 6 回)の一員として今年度も引き続き住民活動の協力をし、連携してまいります。住民同士の助け合いで 4 年前から始まったゴミ出し支援活動の後方支援、65 歳以上を対象にしたウオーキングスタンプラリー活動の参加状況の報告、景品または認定証受け渡し場所として協力を今年度も引き続き行ってまいります。

2 か所のふれあいのまちづくり協議会定例会議へ出席し、情報提供や顔が見える関係性を大切にし、相談しやすい関係づくりを維持します。婦人会活動への協力、高齢化率が高いマンションからの会議への出席依頼もあるため、継続して出席し、連携に努めてまいります。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

介護保険制度をはじめ、神戸市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として公正かつ中立性を確保するため、以下のことを遵守いたします。

- ・センター事業の人員・設備及び運営に関する基準の遵守
- ・利用者、事業者への適切な情報の提供
- ・適正な介護予防ケアマネジメントが実施できるための人員確保
- ・公平、公正な介護予防ケアマネジメントの支援
- ・センター業務以外の広告、営業活動の禁止
- ・センター業務以外の行政に関する類似行為の禁止
- ・センターが作成する介護予防ケアプランの作成において、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏りがないこと